

## 平成26年第9回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年12月10日（第2日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	長寿社会課長	片渕敏久
生活環境課長	門田藤信	水道課長	荒木安雄
下水道課長	赤坂和俊	産業課長	赤坂隆義
農村整備課長	嶋江政喜	建設課長	岩永康博
会計管理者	岩永信秀	学校教育課長	本山隆也
生涯学習課長	小川豊年	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子
福祉係長	谷川友子	農村整備専門監	大串靖弘
6次産業推進専門監	松尾裕哉		

### 4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

### 5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 岩永英毅議員

1. 環境問題について

2. 草場祥則議員

1. 緊急放送の伝達手段について

2. ケーブルテレビの年間の修理件数は、またトラブル等の対策は

3. 町有地の無償譲渡について

4. 商工会の「元気のたまご」

3. 片渕 彰議員

1. 今後の普通交付税について

2. 地方創生に民間活用は

3. 6次産業の取組みは

4. 秀島和善議員

1. 介護保険制度の改悪について問う

2. 「非核・平和の町宣言」を多くの町民に対して分かりやすく伝えることが必要である

3. 原発の再稼働にきっぱり反対を表明するべきではないか

4. 戦争をする地ならしのための佐賀空港へのオスプレイ配備に反対するべきではないか

5. 前田弘次郎議員

1. 職員の健康管理について

2. 学校に登校できない児童の問題について

3. 町所有の施設・土地について

4. ICTの利用について

日程第3 請願第3号 農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する請願

---

9時30分 開議

**○白武 悟議長**

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

申し上げます。堤保健福祉課長から本日の会議に欠席の申し出があっており、谷川福祉係長が出席をしておりますので、報告をいたします。

日程第1

**○白武 悟議長**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕彰議員、草場祥則議員の兩名を指名いたします。

日程第2

**○白武 悟議長**

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は5名であります。

通告順に従い、順次発言を許します。岩永英毅議員。

**○岩永英毅議員**

改めましておはようございます。

12月定例会のトップバッターとして許可をいただきましたので、通告しております大きくは1点、小さくは2点ということで質問をさせていただきます。

まず、水質検査を過去もう数年来されていると思いますけれども、この代表的なところの結果を、水質検査の結果を表なりわかりやすい見方で数値の結果をお知らせ願いたいということで資料要求をしておりましたけれども、これもけさちょっと今見ておりますけれども、この傾向値あたりを解説していただければ、まずよろしくお願ひしたいと思います。

**○門田藤信生活環境課長**

まず、水質検査の結果等についてというお尋ねでございます。

水質検査につきましては、水質汚濁防止法第14条の5の規定に基づきまして、国、地方団体の責務として生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る必要な対策として一応行っているところでございます。

水質検査の内容につきましては、現在町内46カ所、年2回、おおむね9月と2月に一応実施して、検査項目につきましては8項目を一応実施をしているところでございます。エリア別で見ますと、集合処理区域、いわゆる第1次認可区域の公共下水道施設エリアで4地点で、農業集落排水施設エリアで7地点、それと浄化槽の対象エリアということで35地点を実施をいたしております。

検査項目につきましては、まずBODですけれども、これは水中の微生物が有機物、いわゆる汚れを分解するときに使われる酸素量のこと、河川における有機物による

水質汚濁の指標となっておりまして、有機物による水質汚濁が進んでいる場合は水中に存在する有機物の量が多くなりますので微生物の数がふえて、微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量も多くなっていくかと思えます。水中に含まれる酸素量が少なくなることによって水質汚濁につながっていくというふうに一応考えております。一方、河川等がきれいな場合においては有機物の量が少ないので、微生物が消費する酸素量も少なくなるということになります。基準値につきましては1リットル当たり8ミリグラム以下というふうな基準ということになっております。もう一つが、一応SSということなんですけれども、これは水中に浮遊している直径2ミリ以下の粒子状物質のことで、プランクトンなどの生物の死骸やふん、その分解物、これらに付着する微生物などの有機物、粘土微粒子など無機質が含まれております。SSの値が大きくなるほど水の透明度などの外観が悪化するほか、魚類のえら呼吸とか、水中植物の光合成に影響することもあります。基準値につきましては1リットル当たり100ミリグラム以下というふうな基準になっております。このBODとSSが環境基準の中でも水質汚濁の指標となっていることから、資料等につきましてもこの結果を掲載しているところでございます。

ここで、ちょっと資料の説明をさせていただきたいと思えます。資料のほうをごらんいただきたいと思えます。

まず、1枚目のほうに水質調査の抽出地点の位置図ということで一応つけております。抽出箇所につきましては、過去5年間継続して検査データのある26地点の中から公共下水道施設エリアから1点、それと農業施設の排水エリアのほうから1地点、それと浄化槽の対象エリアのほうから5点ということで一応抽出をいたしております。

3ページのほうをごらんいただきたいと思えます。そこに7地点の検査結果を載せております。

まず、1番目の地点でございます。ここは総合センター南側の地沈水路ということでございます。この地点につきましては、御承知のとおり公共下水道の施設エリアというふうになっております。冬場においてBODの数値が基準値を上回っておりますけれども、これは上流側の秀津、廿治からの集落生活排水の流入等によることとか、あと冬場は夏場と比べて雨量の少ないこと、それとまた水の滞留が要因となって数値等が高くなっていることと一応考えております。今後、公共下水道の接続率等が上がってくれば改善されていくんじゃないかというふうに一応認識しているところでございます。

次、2番目の地点でございますけれども、これは須古川下流の神辺樋管のところでございます。この地点はエリア別に見ますと浄化槽のエリアとなっております。夏場と冬場ともに基準値がここは以下となっているところです。3番目の地点につきましては、貯水池上流側の水路でございます。ここもエリアとしては浄化槽のエリアとなっております。BODの値につきましては、基準値以下となっておりますけれども、SSの値が夏場24年度において基準値を上回っております。この要因といたしましては、一時的に浮遊物、いわゆるプランクトンなどの死骸、ふん、その他分解質等の流入によって数値が上がってきているんじゃないかというふうに一応考えております。

次に、4番目の地点ですね。これは福富地域の福地区の地沈水路の22号、27号の

北側のところの水路でございます。この地点も一応浄化槽のエリアとなっております。冬場においてはBODの値が一応高くなっております。これは水路東側からの集落からの生活雑排水等の流入、それと冬場は夏場に比べて水の滞留とか雨量が少ないこと、こういったことが要因として数値が上がっているものというふうに一応考えております。また、SSについては一応基準値以内となっているかと思っております。

次に、5番目の地点でございますけれども、これは有明地域の牛屋西分地区の水路ということになっております。この地点は平成13年度より供用開始されました農業集落排水施設のエリアということで、現在接続率につきましても81%というふうなことで年々接続率のほうも上がってきている状況になっております。この地点は夏場、冬場とも基準値以下となっている状況です。

次に、6番目の地点ですけれども、これは同じく有明地域の新明の4B地区の北側のほうの地沈水路ということでございます。この地点につきましては浄化槽のエリアというふうになっております。BODの値が冬場で21年度から23年度まで基準を上回っておりますけれども、24年度、25年度については基準値内に一応おさまっている状況になっております。しかしながら、夏場において21年度、24年度、25年度と基準値を一応上回っております。これはいわゆるアオコとか藻の発生等によりプランクトンが一時的に増加して水中の酸素量が消費されたことで基準値を上回ったことが原因ではないかというふうに一応考えているところです。それから、SSについては、一応基準値内ということになっております。

最後に、7番目の地点でございます。これは同じく有明地域の深浦地区のJRと隣接した北側の水路でございます。この地点につきましても、一応浄化槽のエリアというふうになっております。BODですけれども、夏場はほぼ基準値内となっておりますけれども、冬場において23年度、24年度について基準値を上回っている状況になっております。冬場につきましては、ほかの地点と比べて水量が最も低下していること、それから雨量が少ないこと、また生活雑排水等の流入等が主な要因ではないかというふうに一応考えているところでございます。

それで、全体、全般的な結果といたしましては、いわゆる水域、各水路の水域等についても富栄養化ということでの進行がうかがえているんじゃないかというふうに考えております。一般的には夏場は冬場と比較して先ほどもちょっと申しましたけれども水量が多く流れること、それから降雨等によって河川の滞留等が起こりにくいということです。一方、冬場は水量等が低下して河川等、河川水が滞留しやすい、こういったことから排水等への影響、それから藻類、植物プランクトンへの繁殖の影響を受けやすいということで、水質の変化があっているというふうなことで一応認識をしているところです。

以上です。

## ○岩永英毅議員

私は単純に今環境課のほうからの集落排水なり集合処理地域を選抜してもらっているわけですけれども、環境課的に言えばそうかもわかりませんが、ほかの地点のやはり白石は農漁業の第1次産業の町でございますので、やはり水環境をよくしていくの

が農漁業に一番肝心なところじゃないかなというふうに思います。といいますのも、七タコシが始まった年に大阪方面から消費地の皆さんを招待したときにこういう水でつくったところの米がうまいはずがないという酷評を受けているわけですよ。そういうのを見ていますと、集合処理をしたところは基準値は下がっておるもののぎりぎりの線のところもある。あるいは、冬季の冬場の流れが少ないときには基準値を超しているとか、そういうふうなところは何らかの対策をとっていかないと今から農業は厳しくなるばかりですのできれいな環境でつくっていく。そういうのは環境課ばかりじゃなくて、あるいは産業課、農村整備課の力をかりて水環境をきれいにしていくというのが必要じゃないかと。タッグを組んで、横の連携を持ちながら、こういう数値を参考にしながらしていくべきじゃないかというふうに思いますけれども、その辺産業課長なり農村整備課長、どういうふうにお考えでしょうか。

### ○赤坂隆義産業課長

水環境のことについての御質問でございます。

近年、消費者からは食の安心・安全という面で非常に関心を持たれる方が非常に多いようございます。消費者目線というような観点からは水質等については環境には水質面では目を配っていかなければならないというふうに思っております。なお、近年は地下水から地表水に筑水の水も来ております。また、水洗化も進んでおりまして水質面では向上してくると思いますが、農産物のブランドという面からは今後水質について特に注視をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

### ○嶋江政喜農村整備課長

水質改善の対策をということでございますけど、一応産業課長が今おっしゃったように以前は水源に乏しく水をいっぱいためていたということもありますので、夏場においてもですね。ただし、25年度から本格的に嘉瀬川ダムからの通水によって以前より蚊の発生が少なくなったということを知り及んでおります。それと、冬場についても一応水は流せるということになっておりますので、そこら辺も少しは水をかえてやるという方法を考えなくちゃいけないのかなと。それと、集落内といいますか、以前も一般質問で集落内の質問がありましたけど、そういう場所についても、まずやっぱり流される下水といいますか、流される水をまず改善をされて、要するに合併処理槽といいますか、を設置するとか、接続率ですね。公共ますの接続率を上げるとかしていただいて、その環境を整えた上で、その筑水を例えば環境用水に回すとか、そういう方策はできるものだと思っておりますので、そういうところも今後考えていけばもっとよりよい環境になるんじゃないかということ考えております。

以上です。

### ○門田藤信生活環境課長

水質改善の対策等についての他課、ほかの部署との連携等についての質問だったかと思っております。生活環境課のほうでは町の生活排水処理基本計画ということで計画書の

ほうを一応策定をいたしております。策定については、これは平成22年度から平成33年度、約10年間のちょっと長いスパンということで計画書のほうを策定しているところです。この計画書につきましては、いわゆる快適な生活環境の形成とため池やクリーク、それから河川等の水環境をできるだけ自然の状態で維持するため、町民の水環境に対する意識の高揚を図るとともに地域特性に応じた生活排水の処理について基本的な施策を一応示すものとして策定をしているところでございます。

基本方針といたしましては、いわゆる水質改善に関係するところでは2項目ありまして、汚水処理施設整備による生活排水の適正処理ということで町の汚水処理整備構想に基づいて地域特性に応じた排水処理施設の整備を行って生活排水の適正処理を推進するという、人口密集地域においての集合処理の整備、それから集落の形態をなしていない分散して立地している家屋、小規模の集落等が点在しているところについては合併処理浄化槽の整備、それから単独浄化槽、いわゆるし尿のみの浄化槽になりますけれども、こういったところで設置をしている事業者とか家屋に対しては合併処理浄化槽への転換指導、また集合処理施設の供用開始地区の住民の方、また事業所等に対しては速やかな接続を図るもの、こういったことを盛り込んで数値の目標を一応定めているところでございます。それともう一点が、水環境保全のための普及啓発ということで、水環境の保全のためにはどうしても町民の方、それから事業者の理解等を得て生活排水の施設等の整備を推進するとともに、町民、事業者による汚濁負荷の削減に向けた取り組み等について普及啓発を図るものとするということで一応基本方針のほうもこういった形で、特にこの分野については下水道課のほうと連携等を取りながら進めているところでございます。

以上でございます。

## ○岩永英毅議員

環境課なり、あるいは下水道課との連携はとれていくものと思いますけれども、今から農業、漁業を産業化していく中では今観光のグリーンツーリズムですか、こういうものも町内に誘致して消費者目線の白石の農産物、あるいはノリ、海産物ですね。こういうものを広くPRしていく構図をつくっていくのが行政の役目だろうというふうに思います。こういう面をこういう水質検査の実績を見ながら横の連携をとっていただきたいと、こういうふうをお願いをいたします。1番目の今、町内でも農地・水を利用して福吉地区環境保全会ですか、そういうのがございます。そこでは微生物を使って水を浄化していくというのをもう5年ぐらいされているんじゃないかと思いますが、そういうのもほかの地区にも利用していくべきじゃないか、普及していくべきじゃないかというふうに思いますので、そこら辺の研究も産業課長よろしく願いいたします。

それから次に、公園の除草等の整備ということで上げていますが、先週でしたですか、STSだったと思いますけれども、桜の里の放映があっておりました。それはもうすぐ元日が来るわけでございますが、そのときのカメラマンの実体験の放送があっておりました。非常に景観がよろしいということでされておりましたけれども、二、三年前に撮られたのか、非常に景観としては朝日の初日の出がきれいに映っております。

したけれども、今はあの方向ですと前の立ち木が邪魔して全然見えないんじゃないか。鹿島のほうはきれいに見えるんですけども、白石町内は見えません。ほとんど見えません。何かそこら辺の方策はとれないものかなと。あそこは何か保安林となっているようで、また民地ということでみよぎ会で大分下払い、道路周辺の下草は整備してもらっていますけれども、上のほうはどうしてもプロじゃないとできないかなとということですので、そこら辺のやり方をどっかに依頼してでもできないかなと。

それから、今あそこは干拓の樋門の手前の只江川の遊水池、遊水池ですかね。あそこの管理ももう少しきれいにしていただいたら、今釣り客が非常に夏場は多いようです。さっきの水も浄化していただければもっと釣り客がふえるんじゃないかなと。白石町もにぎわうんじゃないかなというふうに思いますけれども、こういう公園の環境整備については公園によってはあちこち担当課が違いますので、一括して公園というふうに上げておりますけれども、今代表的に2カ所言いましたけれども、ほかの公園についてももう少し整備ができないものかなというふうに思いますが、その辺についてはどうでしょう、担当課として。

#### ○嶋江政喜農村整備課長

ただいま桜の里と遊水池とか、その水辺公園ですか、公園管理ということでございます。

私が代表というわけではございませんけど、一応農村整備課で公園を管理しているという場所が遊水池公園、なかよし公園、城堀公園、水辺公園等があります。そのうち遊水池公園、なかよし公園、城堀公園につきましては造園業者等に委託をいたしておりまして、樹木、芝生の防除と剪定、それに公園内の除草依頼をいたしておりますけど、予算の関係上どうしても年間1回のみしか依頼ができないということで職員においても一応例年2回から3回程度の除草作業は行っております。しかし、やっぱりどうしても職員だけで管理をするというのも限界がございましてなかなか行き届いてないというのが現状でございます。

それから、桜の里でございますけど、これについては平成2年から平成3年度にかけて県の生活環境保全林事業ということで整備をされております。桜の里周辺は議員おっしゃるように保安林指定区域でございまして立木の伐採とかの行為は県の許可とか届け出が必要となりまして保安林指定施業要件の制限を受けるということになります。勝手に切れないということですね。また、この山裾は急傾斜地ともなっております。それで、立木等の伐採や除根をした際の管理については慎重にならざるを得ないというのが現状です。今後、桜の里からの眺め、景観ですね。に配慮をしながら、その周辺の樹木等の管理といいますか、どこまで伐採できるのかということもございしますので、これについては法的制限とか費用面等も発生をしますので、多くの課題等があります。そういうのを総合的に検討したいということでは思っております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

これで岩永英毅議員の一般質問を終わります。

次の通告者の発言を許します。草場祥則議員。

### ○草場祥則議員

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をしたいと、そういうふうに思います。

まず初めに、緊急放送の伝達方法についてということで、またこれまで多くの議員の方々が防災行政無線は聞こえにくいということで緊急時の情報伝達について疑問または善処を求めて一般質問をしてきておられます。それに対して対策をとるといような答弁がなされておりましたけど、いまだに的確な対応ができたということは聞いておりません。災害はいつどこでどんな状況で起こるかわかりません。しかし、どんな災害であろうと、正しい情報を的確に町民にくまなく伝達することが重要となると、そういうふうに思います。そこで、こういうふうな伝達方法は今の無線といろんな方法ということで複数あるべきと思いますが、幾つの手段を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

また、高齢者がこういうふうにしてふえる中で複雑な操作方法ではなくて、非常に簡単に受け身で情報を得られる手段が必要ではないかと、そういうふうに思いますけど、お答えをいただきます。

### ○百武和義総務課長

御質問の件は、防災行政無線が非常に聞こえづらいといったことから、緊急放送の伝達手段について検討をされているが、今現在幾つの手段を考えているのかという御質問でございます。

この件については、前回の議会のほうでも御説明申し上げましたけども、現在防災行政無線を利用した緊急放送を補完する伝達手段といたしましては防災行政無線の戸別受信機、あるいはケーブルテレビ網を利用したIP告知端末、あるいは地域振興波を利用したラジオ式受信機、またあるいは高速無線LAN、そのほかさまざまなものがあるようでございます。こういった中から本町のほうにはどういったものが適しているのかというのを現在検討しているところでございます。そういったことで、幾つの手段をとということですけども、これについては現在検討中ということでお答えをさせていただきます。

それとあと、高齢者がふえる中、複雑な操作方法じゃなく簡単に情報を得られる手段が必要ではないかという御質問でございます。

御指摘のように今後白石町もさらに高齢化が進みまして、高齢者の方たちがふえることが想定をされておりますので、緊急放送時には自動的に電源がオンとなって大音量で放送が鳴り始める、また画面でも確認できる、こういった高齢者や聴覚の障がいをお持ちの方などの避難行動要支援者にも配慮いたしました機能を持つ機種を導入を図る必要があるということは考えているところでございます。そういったことで、先ほどいろんな手段を考えているということで申し上げましたけれども、この高齢者等の避難行動要支援者にも配慮をした伝達方法を現在検討をしているところでございます。

### ○草場祥則議員

今回も検討中というふうなことで答弁がありましたけど、それはいろんな人おられるのでなかなか難しい面があるかと思えますけど、一刻も早くそういうふうなことは進めてもらわないとみんなのことを考えたらかなりおくれてしまうんじゃないかな、そういうふうに思います。まず、手始めにやれるほうからやるというふうなことで思うとります。

2番目の質問ですけど、平成28年度までには整備をするとなっておりますが、その進捗状況といいますか、どういうふうな考えでやっておられるのか、お答え願います。

### ○百武和義総務課長

その検討していることの進捗状況はという御質問でございます。

この件に関しましては、先ほど申し上げましたようにいろんな伝達方法が考えられるわけでございますけども、これらの一つ一つのメリット、デメリットを現在その把握をしているところでございます。そして、これも前回の議会のおきにも申し上げましたけども、消防庁のほうの実施をしております災害情報伝達手段アドバイザー派遣事業、これに今年度白石町は当たっておりますので、このアドバイザー派遣事業をいち早くしていただきたいということで、今県を通じて要望しているところです。もう近々連絡のほうがあるかと思っておりますけれども、このアドバイザー派遣事業によりまして的確なアドバイスを受けて、先ほど言われた平成28年度までには整備を図りたいということで進めているところでございます。

以上です。

### ○草場祥則議員

ただいま平成28年度までにはやりたいというような答弁でございましたので、ひとつそれに従って頑張ってもらうようお願いいたしておきます。

私は、私の考えですけど3番目の質問になりますけど、この今現在の防災無線に加えて、今あります告知端末を有効利用することで情報伝達の手段が広がり、防災無線と告知放送という現在整備が進んでいるインフラを接続し、補完し合うことで安全・安心な町白石づくりを一步進められるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。また、白石町が整備されたケーブルテレビの有効利用にもつながるんじゃないかなと、そういうふうに思います。改めて聞きますが、このJAの告知放送に行政放送を乗せるというのが一番コスト的にもベストじゃないかなと思っておりますが、何か支障があるわけでしょうかね。

### ○百武和義総務課長

JAの告知放送を利用して町の行政放送もできないかという御質問でございます。

今現在、町の一般の行政放送につきましては広報「白石」、ホームページ、ケーブルテレビによる行政放送及びデータ放送、それから対象者への通知、それから全家庭へのチラシ回覧、こういったものでお知らせをしているところでございます。それで、

特にケーブルテレビを整備しました経緯等からすれば、このケーブルテレビの整備については特にインターネット環境の整備という大きな目的がございましたけども、これからは高齢者の増加により音と映像で情報を発信したほうがよいといったこと等からケーブルテレビの整備を行ったところでございます。そういったことで、特にケーブルテレビを活用した情報伝達ということで町のほうは進めておりまして、JAさんの行われております告知放送につなげて行政放送も一本化するというところはちょっと考えてはおりません。

あと、御質問の緊急放送の伝達手段についてはJAの告知放送ということではなくて、音声で流れる方法というものも検討しているというところでございます。

以上です。

### ○草場祥則議員

やっぱり高齢者の方は携帯電話とかメールとかスマートフォンとかパソコンとかなかなか使い勝手が悪いということで、私は3番目の質問になりますけど、現在白石町内でJAの告知端末機が2,100世帯ぐらいあると、町全体の27%を占めているということで聞いております。この前、ちょっとケーブルワンのほうに聞きに行きましたけど、白石町の役場から防災無線をJAの告知端末で放送することは技術的には難しいことじゃないと。また、設備投資も少なくて済むというような話をお聞きしております。ぜひこのケーブルテレビ網を利用して安心・安全なまちづくりということでしてもらいたいと、そういうふうに思います。

ただ、1つのこの懸念は、有明地区が2社の競争状態ということで、一方にしたら行政の公平性に欠くというようなことで一つのちゅうちょされているんじゃないかなと、そういうふうに思いますけど、この告知放送を2社ともしていて、そのうちの1社を指名するということがあったら不公平というものが出るかわかりませんが、1社しかサービスをしていないのなら、そのサービスが便利で安価でできるならそっこのほうを利用する方法も考えていいのではないかなと、そういうふうに思います。その両方で町民の安心・安全のために話し合う場をぜひとも行政で設けてもらって、解決していけたら告知放送がこのJAの末端も使って一緒にできる近道じゃないかなと、そういうふうに思いますけど、町の考えはいかがでしょうか。

### ○百武和義総務課長

今、有明地域のことをお尋ねでございます。

有明地域につきましては、もうこれももう議員も御存じのとおり既に民間の事業者に対する許可地域ということでされておりまして、町のほうが介入はできないといった地域でございます。そういったことで、今現在2業者が入られて事業を展開されているところでございます。ただ、町といたしましては先ほど言いましたようにこの有明地域に介入してどうしなさいこうしなさいということはできませんけども、この2つの業者にはお願いをいたしまして、既にケーブルテレビでの行政放送は両業者にもしていただいております。そしてまた、今月からはこれまでは1業者だけで火災発生時のテロップ放送がなされておりましたけども、12月からは2業者ともケーブルテレ

ビに加入されている家庭であれば自主放送チャンネルに切りかえればテロップで火災発生場所の情報が見られるようになったということで、今月からは有明地域のほうでも2業者とも火災発生場所の情報が見られるということになっております。

以上でございます。

### ○草場祥則議員

私が思いますに、これが解決しないとなかなかこの告知放送は動かないんじゃないかなと、そういうふうに思います。町民の安全・安心というのを優先して、ひとつ町が、行政がリーダーシップをとって事業者の話し合いの場をつくってもらうようお願いをいたしておきます。

次に、大きい2番目の質問になりますけど、ケーブルテレビの年間の修理件数は、またトラブル等の対策はということで質問いたしたいと思います。

平成22年に公設民営のケーブル網を整備してからはや4年がたったわけですが、この4年間の過程の中で事前に予想しなかった問題、また技術の進歩や社会の変化によりいろんな課題が生じていないかどうかと、機器の経年劣化等によるトラブルや維持費が年々増加する等の課題は生じてないか。また、どのようなトラブルがあって、そのトラブルの解決方法といたしますか、そのような把握はどのような方法でなされて、どのように対処しておられるのか、聞きたいと思います。

### ○百武和義総務課長

まず、1点目のケーブルテレビ網を整備してから4年が経過をしましたが、事前に予測できなかった問題、技術の進歩や社会情勢の変化により生じた課題はないかという御質問でございます。

先ほど申しあげましたように情報基盤整備事業に取り組んだ一つの理由といたしましては、白石町内ではインターネットを利用する場合、NTTのADSLしかございませんで、当時のNTTさんのほうからの回答によりますと光回線によるネット環境も今後行う見込みはないという回答が当時ありました。しかしながら、昨年是有明地域で、ことし7月からは白石地域まで光インターネットサービスがエリア拡充をされたことによりまして、町内2業者が提供するケーブルテレビインターネットと競合する状況ということになっております。今後、ケーブルインターネットへの加入状況に影響があるものと思われま。もう既に何件か減少もしているという実態もあるようでございますけども、私どもといたしましては加入率アップにつなげるために今後ケーブルテレビでしか見られない行政放送の番組充実に引き続き取り組んでいきたいということで考えているところでございます。

それと、もう一点の機器の経年劣化等により生じるトラブルなどにはどう対処されているのかという御質問でございます。

現在のところ、機器の経年劣化によるトラブルは発生をしておりません。ケーブル線の緩み等苦情が出てきたものについてはIRU契約事業者のほうにその都度対応をしてもらっております。また、自然災害によるものとしたしましては、ことし10月の台風時において強風によってケーブル線が緩んで屋根のほうに当たるといった状況が発

生をいたしましたけども、これについても I R U 契約事業者において対応してもらったという状況でございます。

以上です。

#### ○草場祥則議員

話はなかったといいますが、NTTが光を使うというようなことで、今後これは一つの脅威になってくるんじゃないかなと、そう思っております。そういうふうなところでそういうふうな対策もとらないと加入率はかなり減るんじゃないかなと、そういうふうに思います。1つ、光をとというようなことでテーマで研究をしてもらいたいなど、そういうふうに思っております。

また、こういうふうなトラブル等の件数とかなんとかわかりますか。例えば聞こえなくなったとか、いろいろ機械が壊れたとか、そういうふうな件数は把握はされていないんですかね。

#### ○百武和義総務課長

細々としたところまで件数は把握しておりませんが、先ほど申し上げましたように何かトラブル等があった場合には I R U 契約事業者のほうに住民さんのほうからは連絡していただいて、すぐ対応してもらっているという状況でございます。

#### ○草場祥則議員

その対応に対しての苦情とかなんとかはないわけですね。

#### ○百武和義総務課長

現在のところ、事業者のほうはもうなるべくもうすぐ対応をしていただくということで臨んでいただいておりますので、特に苦情等はあっていないかと思っております。

#### ○草場祥則議員

そしたら、3番目の質問に移りたいと思います。

平成25年度の情報基盤整備事業にかかった経費は幾らかということと、今後毎年、毎年度ですね。どれくらいの維持経費が生じるのか。また、それだけの経費を投入して I R U 契約の10年間終了後の資産価値といいますか、そういうのはどうなるものなのか、お聞きしたいと思います。

#### ○百武和義総務課長

まず、平成25年度の情報基盤整備事業に要した経費について申し上げますと、電力供給器の電気料、それから機器保守委託料、土地借上料及び電柱共架料、こういったもので1,226万7,688円となっております。なお、この経費につきましては I R U 契約事業者のほうから情報基盤整備の賃貸借契約書に基づく貸付料といたしまして町のほうに全額納入をしていただいております。今後、維持経費に要する費用は年間幾らぐらいかという質問ですけども、今後の維持経費に要する費用は先ほど申し上げました内

容ですけれども、ただ土地借り上げとか共架数の増減、それから電気料金、消費税等の改定、こういったものによって多少変動はあると思いますけれども、年間約1,300万円程度というふうに見込んでいるところでございます。これにつきましてもIRU契約終了まで、これは平成33年3月31日までの契約となっておりますけれども、この契約の期間は事業者のほうから毎年全額納入をしていただくという内容になっております。

それから、IRU契約の終了後の資産価値はという御質問でございます。

ケーブルテレビ網整備時に設置をいたしました機器につきましては、それぞれにその所管である総務省が定めました耐用年数が定められております。IRU契約終了までにその耐用年数に残がある物件につきましては、まず同軸ケーブルがでございます。それと、あと自営柱、電信柱ですね。自営柱がでございます。この2つが耐用年数からしますと契約終了時点では残が残るのではないかとというふうに考えております。価値につきましては、ちょっと試算をいたしておりますけれども、自営柱につきましては耐用年数30年ということでございますので約2,400万円程度、それから同軸ケーブルにつきましてはちょっとけさほど確認がとれましたけれども、耐用年数が13年ということで約2,300万円程度の残存価格が残るのではないかとという試算をしております。その他の設備につきましては、例えば光ケーブルであれば耐用年数が10年とか、それからヘッドエンド装置ほか屋内装置機材などは耐用年数6年といったことで契約終了時点では残存価格が残らないのではということ考えておるところでございます。

以上です。

#### ○草場祥則議員

これだけの資金も投入して、そしてまた資産価値も4,700万円ぐらいの資産価値があるというふうなことで、このケーブル網は大事にして町民のために有効な利用をしてもらうようお願いをいたしておきます。

次に、3番目の町有地の無償譲渡についてということで、先般説明が役場の担当の方から説明を受けましたけど、町有地は今後活用する予定のある場所なら町が所有すべきと思いますけど、予定がないのであればこの前説明があったように維持経費がかかるのであれば処分するのは妥当だと思うし、推進することに私は賛成をいたします。先日、議会に対して集落や公民館の土地が町名義になっているので、今後は集落や公民館に無償譲渡するというような説明がございました。現在、その対象となる土地はどれくらいあるものなのか。

#### ○片渕克也企画財政課長

今般条例の改正案を提案をいたしているところでございます。あくまでも今回の条例については、いわゆるお地蔵さんとか記念碑とか狭小な100平方メートル未満というふうな小さい土地で、実際事実上もうその地域で管理をしておられるというふうな土地を地縁団体を設立された場合に無償で譲渡したいというふうなことで上げております。そのような土地が全体で26件ございます。その中で100平方メートル未満ということであれば、26件中21件ぐらいが現在ちょっと確認をしている土地でございます。これ以外、いわゆる100平方メートル以上の土地等につきましても、いわゆるその取

得の経緯、例えば集落の代表者名義で登記をしていたが、いわゆるこの財産の相続関係で将来的に不安が残るからもう寄附をして町の名義にしてくれというふうな趣旨で町が受け取った土地もたくさんございますし、あるいは圃場整備のときに共同減歩をして、例えば公民館の敷地をちょっと広めようとか、そういったことでただ当時登記ができなかったというふうなことで代表者に登記をして換地をして、その後また白石町に寄附をされたというふうな、そういった経緯でされているような土地もございます。そのような土地につきましては、この条例の今の改正案で第3条の第3号の中にいわゆるそういった寄附等で用を供さなくなった場合はその寄附者に対しては無償譲渡してよいというふうな項目がございますので、この規定を適用して、そういったことが確認できれば無償の譲渡をしたいというふうに考えております。全くそういったものがなくて町が取得して、いわゆる買って、そして実際は地元の土地ですよというのがあれば、そういったのは議会にそれぞれ無償譲渡ということで地方自治法に基づきまして議会にお諮りをして、議会の御承認をいただいた上で譲渡をするという方法になる、大体3つの今度条例が御承認いただければ100平米以下の分、それからもともとその土地の部分で寄附をいただいて町名義にした分、それから町が取得したけれども議会にかけて譲渡する分というふうな大体3通りの方法になってくるのかなというふうに考えております。そういった方法をとりますと、今後はなるべくそういったことで地域に譲渡を進めて、その土地その土地はやっぱりその地域の人たちで管理をしていただくというふうなことで進めていきたいと考えております。

以上です。

#### ○草場祥則議員

その場合、福富で考えた場合、その対象となるのは区がありますですね。区が対象になるわけですかね。例えば私たちのところなんか本通り組合とか、その下に組合があるわけですね。小さいですね。そういうふうなところでも譲渡の条件というのはあるわけですかね。この2番目の譲渡の条件と及び手続ということで説明をお願いします。

#### ○片渕克也企画財政課長

譲渡の先につきましては、譲渡してもその後の登記という問題がございますので、地方自治法に規定する認可地縁団体に限りたいというふうに考えております。認可地縁団体と申しますのは、町長から地縁団体として認可を受けて法人格を所得している、いわゆる登記をされている団体ということになります。この要件といたしましては4つございまして、地域社会の維持形成のために地域的な共同活動を行っている団体、地縁団体の区域が相当の期間にわたって存続している、いわゆる昔からのそういった結びつきであった団体、その区域に住所を有する相当数のものが現に構成員であるという団体、そしてその団体が規約を定めているという4つの条件がございます。これらの条件を満たす団体について町長、町に対して認可申請を行って書類審査、町では書類審査を行います。そこで適当であるというふうなことで認めればそれぞれの団体が法務局のほうに団体としてのまず設立の法人の登記を行うと。そういった手続をされた場合は、今度はもうそこでいわゆる財産を持つことができますので譲渡をした

いというふうな手順で考えております。お尋ねのその大きな区にするのか、自治公民館の範囲にするのか、あるいは班の範囲にするのか、その辺はそれぞれの地域の人たちがお考えになって結構かと思えます。例えば具体的に言いますと、公民館を建てたいから土地を取得したいというふうな場合はやはり自治公民館をもとにした地縁団体ですね。あるいは、この公民館を将来的には区全体で使いたい、だから負担金も区的全員の皆様からいただきたいというのであれば区全体でそういう組織を設立していただくというふうな、それぞれのやっぱり地域地域の考え方があるのかなと思えます。

以上でございます。

#### ○草場祥則議員

そうしましたら、例えばお地蔵さんのようなところでみんなに呼びかけるわけじゃなくて、そこら辺周辺の何軒かで申請して町長の許可を得たらできるということですかね。その認可で譲渡してもらおうということはできるということですね。

#### ○片渕克也企画財政課長

いわゆるそのお地蔵さんを祭っておられる数戸で申請したらできるかという話ですけども、それは可能であります。ただし、もっと大きなエリアでするといったときに、そこに重複するということが発生しますので、その重複はできないのかと思っております。

#### ○草場祥則議員

わかりました。

それでは、4番目の質問に移りたいと思えます。

譲渡を受けた集落や公民館も人口減少の中で役員はその公民館の活動のですね、活動の役員のなり手がなくなるとか、いろんな問題を抱えているわけでございます。そして、それで公民館に隣接する児童遊園の多くが町有地だとお聞きしますが、遊具の維持管理は自治公民館というふうになっております。合併前は町が管理をいたしておりましたけど、合併後10年が経過して修理の必要が生じ、自治公民館ではその経費を捻出するのに苦労しているというふうにお聞きいたします。修理に関しては社会福祉協議会から補助金が最高3万円ぐらい出るというふうなことを聞いております。それでは、足らんということで、また撤去する場合は補助金がないというようなことを聞いております。そうした中で、こういうふうな人口減少の中でただでもらうのは結構ですけど、あと維持していくのはもう地元ですよということで、地元の負担がふえやしないだろうか、大丈夫だろうかというふうな懸念があります。ただ、私はやっぱり以前は自分のところの周りは自分たちできれいに直すというような前の風習があったと思ひまして、今も全部もう何でも町がせにやということになっておりますけど、そういうふうな一つの流れでいい方向じゃないかなとは思いますが、これは1つ周知徹底をして町の考え方といいますか、そういうふうな考え方をしておりますということを徹底すべきじゃないかなと、そういうふうに思っております。この維持管理が地元負担になっていくんじゃないかなという懸念があると思っておりますけど、そこら辺

どうお考えですか。

### ○片渕克也企画財政課長

児童遊園等につきましては、さかのぼりますと合併以前になりますけれども、合併協議の中でそれぞれの3町それぞれのやり方をしておりました。当面町としては地元の結局利用する方はその地域の方にほとんど限定をされますので、例えば大きな公園で町民全体が利用するというふうな施設であれば当然町が行うべきでありますけれども、その地域に限定されるというふうなことから、その修繕等については地元のほうでお願いをしますというふうなことでやってきております。合併前にそれぞれこういった合併したらこういうふうになりますからというふうなことで、旧白石町あたりでは整備の要望があれば合併前にできるだけ整備をしたいというふうなことで要望を聞いてされているような地域もございますけれども、合併後はそのようなことをいたしておりません。もう10年になります、当時はそんなに故障もなかったけれども、もう10年たってあちこちもう危険になっているというふうな遊具等も見受けられますので、こういったことを進めていく上でもう地元んとになったとやけん、それは地元が全部せんばというお話じゃなくて、いわゆる地域協働というふうな形で町ができる分はバックアップをしていきたいというふうに考えておるところです。

### ○草場祥則議員

この質問をしましたのも、私のところの前、だるま坂のところにお地藏さんがあるわけですね。そこに桜の木を植えられて余り大きくなり過ぎて、ちょっと隣の屋敷に桜が入ってしまったというふうなことで桜を切ろうということで整備をしたわけですね、組合ですね。そのときはある程度補助が出ましたけど、今度根っこが残ってるもので、それを整備して、それから隣の境界も根っこが大きくなったもので崩れとるわけですね。そぎやんところで、そこは後で整備をするということで資金的にどうなるやろかという問題が生じて、それはちょっと町としては援助しかねますというふうな回答をもらったもので、そこら辺ちょっとお聞きしているわけですが、そういうふうな私は一つの例を出しましたが、そういうふうな場合が結構あると思っていて、そういうふうな場合どういうふうな考えですか。

### ○片渕克也企画財政課長

まず、基本的に申し上げますと、ちょっと費用的に伐根をしてフェンスというか、ブロック塀まで改修するとなるとちょっと結構な金額になりましたので、とりあえず桜の伐採だけのお手伝いというふうなことでさせていただいたところがあります。将来的にということですが、あそこをいわゆる地縁団体として登録をあの地域がされて、そしてもうここは今から我々が責任を持って管理をするから譲与してくれ、そのかわりに譲与に際しては幾らかの整備をというふうなことでもし申し出があれば、その部分については地域協働というふうな考え方からお手伝いもできるのかなというふうに考えてはおります。

以上でございます。

### ○草場祥則議員

この流れは非常にいいんじゃないかなと私は思います。今度、寄って話した中でも、町が出さんとなれば、あそこは何軒か商店があるわけですね、前に。そんなら俺たちでも幾らか出そうかというような話もまとまってというふうなことで、今後はこういうふうな何でも町にお願いするというようなことじゃなくて、地元の施設といいますか、地元にあるものはある程度地元で負担すると。そしたら、やっぱし自分のものだという考え方がより強くなって愛着が余計沸いて地域というものができていくんじゃないかな、そういうふう思うわけです。この町有地の無償譲渡ということについてひとつ大いに進めてもらって、そしてまた例えば財政的にどうしても無理だというふうなところがあつたら助成をしてやるべきじゃないかな、そう思っております。課長、またお願いします。

### ○片渕克也企画財政課長

先ほど申されたように、そういった地域でやはりこれは自分たちのものだから大事にして、そして管理もぴしゃっとしていこうというふうな、そういった地域の盛り上がりがあるところについて町としてもバックアップをさせていただきたいというふう考えているところでございます。

以上でございます。

### ○草場祥則議員

それでは次に、4番目の質問に入りたいと思います。商工会の元気のたまごについてということで質問書を出しております。

私は、去年まで商工会の副会長という役職をやらさせていただいております、元気のたまごについても私責任の一端があると、そういうふうに思っております。それゆえに何とかしなければという気持ちがいっぱいあります。この質問をしましたのも、私は建設については反対をしてきたわけでございます。その理由はやっぱし必ず公民館的な施設にしかならんんじゃないかというような考え方がありましたもんで反対をしたわけでございますが、現状を見てそういうふうな私の思ったとおりの現状じゃないかなと、そういうふうに思っております。そうした中で、なぜ商店街が、また商工会の方の動きが鈍いのか、これまでの建設の動き等を検証をして動きの悪い原因を明らかにしなければ今度は前に進まないんじゃないかなと、そういうふうな強い思いがあるもんで、あえて今回質問をすることにしたわけでございます。それで、私の聞いたところ、また書類を見たところでも、商工会の事前説明では町からも建設に対する補助はありますというようなことを私は聞いておりますし、また確認もいたしました。だけど、現実的には補助がなかったというようなことで、そのわけをひとつお聞かせいただきたいと、そういうふうに思います。

### ○赤坂隆義産業課長

元気のたまごでなぜ補助ができなかったのかという御質問でございます。

消費者の生活ニーズの多様化のほか、商店街の活性化事業といたしまして、商工会では平成21年度からまちの元気づくりプロジェクトとして商店街に新しい風を吹き込もうというようなさまざまな活動がなされております。また、空き店舗を活用しました元気のたまごでも商店街の案内所として年間約4,000人以上の利用があったということも聞いております。しかし、これまでの空き店舗の賃貸借の契約の継続ができなくなったということから、新しいコンセプトでの元気のたまご建設を考えられておられるということで、県や国の補助制度を活用した建設について町といたしましても指導、助言等を行い、設置検討委員会のメンバーとしても職員が参加をしてきたところでございます。このような中、国の商店街まちづくり事業を活用して平成25年7月、商工会が事業主体となれないということから、白石町、白石の商店街環境整備委員会が補助事業者となりまして直接国のほうに補助金申請がなされたところでありました。同年9月に採択を受けまして建設に着工され、御承知のとおり26年2月に元気のたまごがオープンをしたところでございます。この事業への申請につきましては、先ほど申しましたとおり商店街まちづくり事業の第2次の募集での採択ということで9月採択ということから、計画から建設までの期間が非常に短く、また利活用については若干不明確な面もあり、また会員の方、また町民の方からもさまざまな意見があったことから、補助金については留保せざるを得ない状況だったかというふうに思っております。

#### ○草場祥則議員

それだけの何か話し合いといいますか、相談を受けて協力している以上、今後のこういうふうなものの活動について大いに補助をして頑張ってくださいと、そういうふうに思いまして、そういうことをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### ○白武 悟議長

これで草場祥則議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩をいたします。

10時47分 休憩

11時00分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。  
企画財政課長から答弁があります。

#### ○片渕克也企画財政課長

先ほど草場議員の答弁の中で地縁団体が小さいやつと大きい団体と重複できないというふうに申し上げましたが、法的には重複、かぶさってもいいということです。ただし、余りに小さい団体ですと、その規約をつくったり、申請をしたりとか、そして毎年役員が交代しますと、また登記の差しかえということもありますので、そういった面でちょっと技術的にはかなり難しいのかなというところで訂正させていただきます。

す。

#### ○白武 悟議長

次の通告者の発言を許します。片渕彰議員。

#### ○片渕 彰議員

では、予定時間を短くしておりますので、早速始めさせていただきます。

合併からはや10年、平成18年3月31日まで合併した市町村には合併特例法による10年間に限り市町村建設計画に基づく合併特例債をもって財源とすることができました。先日、財政課長の報告では、この合併特例債が10年から15年に延びたと報告を受けております。そこで、普通交付税についてお尋ねいたします。以前の説明には合併後10年を経過したら5年ごとに段階的に縮減、減っていくということですね。5年間で10億円近くも減るといような説明を聞いておりますが、本日資料を請求しておりますので、普通交付税の推移について説明をお願いします。

#### ○片渕克也企画財政課長

普通交付税については議員おっしゃるとおり現行の制度では11年目からいわゆる一本算定というふうなことで減額をされてまいります。お手元の資料の説明をさせていただきますが、お手元の資料のMの欄、財源不足交付基準額ですね。錯誤措置後というふうになっておりますが、この数字が交付の基準になる数字でございます。合併算定がえとなっているのは現在26年度まで白石町がいただいた部分ということで、旧3町ごとに計算を積み上げまして、その合計額というふうになります。平成22年度を見ますと、これを新白石町の基準1本で計算をしますと、52億2,900万円が42億3,700万円程度まで落ちるといふうなことで、差額が12億5,300万円出てきますよといふうな、この表の見方でございます。この表につきましては27年度、来年度の見込みでございます。来年度は完全にもう一本算定がスタートしてまいります。一番下の段に書いておりますとおり、これが来年度は旧3町での計算というものはいたしません。申しわけございません。ことしの例をとりまして計算をします。一応計算はします、5年間はですね。一応ことしの例をとりまして計算しますと、ことし、この一本算定と合併算定がえの差額が10億5,600万円程度ございました。ことしと同額が交付されるとなれば、これの9掛けした分ですね。差額が9億5,000万円程度に圧縮されるというふうなことになります。現行制度ではこういうふうなことで、これを5年間ですね。9割、7割、5割、3割、1割で、6年目はゼロというふうなことで減額をされていくというふうなことになります。ただし、先月11月11日の新聞報道にありましたが、今説明したような特例による保障額を恒常的に6割程度配分するというふうな検討を今国のほうではされておられるようでございます。新聞の報道しか私たちも議員と同様、新聞の報道でしか今のところ把握できませんけれども、いわゆる全国的にそういった措置でずっと交付額が下がってきますと歳入額は一手に行くとしみますと、全体でその分ずっと差が出てくるわけですね。ですから、その分の6割ぐらいは確保して、全部減らすんじゃなくて6割ぐらいは残して、これを新たにそういった配

分の中に制度の中に入れてはどうかというふうなことが検討されているというふうな状況でございます。

以上でございます。

### ○片渕 彰議員

5年で10億円といったら私たちの町にとっては今町民の皆さんサービスという点ではこれからどうなるもんかというような危惧をしております。6割になっても4億円近くは減っていくということでございますので、早速ですが2番の2項目めですね。膨張し続ける社会保障費、町民サービスへの低下はどういうふうになるかということに危惧しておりますが、その点についてお尋ねいたします。

### ○片渕克也企画財政課長

いずれにしても減額、将来的に減額されていくのは事実でございます。高齢化等の進行によって増大している社会保障費等の対応については、これはどうしても町としても避けて通れないものであります。これは白石町だけの問題ではございません。多くの市町村、同じような問題を抱えているところであります。こうした中で、町が住民サービスやまちづくりを安定的に行っていくためには強固な財政基盤を確保していくことが重要な課題となっております。そのためには、先ほど申し上げましたように今後は収入に見合った歳出規模、財政構造にしていくことが必要であると考えております。具体的には、まず合併以来進めております職員数の削減ですね。これによりまして行政組織のスリム化や、あと公債費の将来的な削減、一応いわゆる8億円上限というルールですね。こういったことで財政対策の基本としながら限られた財源の中で取り組むべき事業に優先順位をつけまして、選択と集中という原則にのっとりまして実施をしていきたいというふうに考えております。また、今後どうすれば行政の運営を安定して持続していけるのか、検討を進めております。これからは、行政運営が現在よりも一回りから二回りもスリム化していくということになりますので、こうした中で現在の町民サービスがこのまま継続していけるのか、将来世代にツケを残さないようにするという点についても考えながら検討を進めているところでございます。

以上でございます。

### ○片渕 彰議員

そこで、財政が厳しくなる、町民へのサービスを落としたいくないということで、この最終的には255人の体制に持っていくというような町の計画もございますが、ここいろんな取り組みの中で1つだけ医療費のことだけを考えると進んだらちょっとすごくこれは負担が大きいなというふうに思うんですが、ちょっと紹介したいと思いたいますが三重県のほうで、ある町で介護予防を目的とした保健体操教室、毎週2回ですね。数十人の高齢者が体を動かす、その多くは町が運営する無料のバスをさせて、そういう体操の場所に連れてくるということなんです。それはどれくらいかかるかって2,000万円もかかってですよ、そがん自治体は今から交付税も少なくなる中で2,000万円も出したら、こういうのが皆さんの考えでしょうけど、この体操することによって医

療費がその町としてはこれ以上の運行費用を上回れば公費を圧迫しない新しいモデルができるんじゃないかということで、どうしてもその医療費のことだけじゃなくて各課でいろんな計画を立てて、横断的に皆さんの話し合いのもとに縮減し、それは要するにどこかは金は要しても、最終的に総体で町民サービスも持続し、その費用を軽減できるということであればすばらしいんじゃないかと思っていますし、いろんな自治体でそういういろんなことを取り組みをやっておられます。町としても今後の課題としてどう思われるのか、ちょっとお尋ねします。

### ○片渕克也企画財政課長

高齢者の健康増進を図って医療費を切り下げているというふうな努力をされているというふうなお話でございました。もちろん白石町についても、そういった事業は今後取り組んでいかなければならない事業の一つかというふうに考えております。現実的には白石町でも今サロン事業というふうなことで、これは各地域の公民館あたりの施設をお借りして町が作りしました健康体操を普及していくというふうなことで今取り組んでいるところでございます。こういった面にもぜひ取り組むことによって医療費の削減ができていくのであれば、積極的に推進していかなければならないというふうに考えております。そのほか、特に今後重要な課題となってまいりますのが、高齢化もさることながら、いわゆる将来問題で指摘されましたように人口減少というのが非常に今大きなテーマになっておりますので、そういった子育ての支援とか、そういった部分にも今後は財源的には少なくなってまいります。知恵を使いながら推進していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

### ○片渕 彰議員

各公民館でマージャン大会を催されて冊子にも載っておりましたが、これは本当に手を使うし、頭を使うということがいいんじゃないかと思っておりますね。ですから、そういうところにも年間を通じて公民館自体ですっとつけて、誰が幾ら買ったと、年間最高の人には賞ぐらいを町からやりますよと、だからそこに集まってください。朝から病院に行くよりもこっちのほうがおもしろかなと思ったら元気にもなれるんじゃないかと思っております。さておいて、時間がありませんので2番に移らせていただきます。地方創生に民間活用はということでございますが、職員を民間からというのはすぐには難しいんじゃないかと思いますが、実は栃木県の栃木市は百貨店ですね。東武百貨店入り口にTOBUのロゴと栃木市役所の文字が躍っております。1階は百貨店、2階から上は市役所、異例の同居、町のにぎわいを取り戻すということになっております。官民一丸の試みで人口減、また官も民も1人ではなかなか立ち行かないのを官民一体となって取り組みをすることによっていろんな問題解決もできるんじゃないかと思っております。そこで、もう時代がこういうふうな時代になっておりますので、時代に合った職員づくりのため官民交流が必要であると、民間への研修も考えるべきではないかと思っておりますが、この件についてお答えいただきたいと思っております。

## ○百武和義総務課長

民間への職員の研修も考えるべきではという御質問でございます。

先ほど議員のほうからも御紹介ございましたように現在地方分権によって地方自治体の業務は複雑多岐にわたってきております。そのような中で、私たち職員に求められる役割は非常に大きなものというふうになってきています。また、先ごろ地方創生関連2法案が成立をいたしましたけども、この成立に関連をいたしまして、地方創生担当大臣であります石破大臣のほうで地方がみずから考え、責任を持って取り組むことが重要というふうにコメントもされております。まさに私たち職員は時代に合った対応をしていく必要があるというふうに考えております。そのためにも職員一人一人が長期的な視点で目標を定めて自己啓発に取り組み、みずからの能力を効果的かつ効率的に向上させることで組織力を高め、町民生活の向上を目指す必要があるというふうに考えております。そういったことで、時代に合った職員づくりのために民間への研修も考えるべきではという御質問ですけども、民間企業の研修では経営的感覚、またコスト意識、あるいはお客様への対応、こういったことを研修して民間意識を吸収することで職員の意識改革を行うことが目的ということにされております。ただ一方では、受ける企業側におきましては、受け入れに当たってはそれなりの準備も必要ということと、仮に研修期間が短ければ本音も見えにくいということで、短期間の研修では効果が薄いのではという御意見もあるようでございます。ただ、いずれにいたしましても企業感覚を学ぶことは非常に有益であるというふうに考えますので、取り組んでおります他の自治体の状況等も見ながら研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

## ○片淵 彰議員

行政改革プランの中にも職員の意識改革に取り組み、最大限の努力をするというふうな文言もあります。ぜひともそういう研修等も本当考えていただければと思っております。決して私は民間がいいということじゃないんですよ。官のほうを上回っているのもたくさんあります。でも、民のほうもいいところはたくさんあるということも知っていただきたいと思っております。第一、民のほうは企業としては、よかよ、失敗してもいいけんやってという若い人の育てをやるんですが、ここは町長がどんな訓示されているか知りませんが、絶対失敗すんなよと言われたら皆さんも引っ込め、若い人の発想も出てこないと思いますが、そういう点ではやっぱり失敗もその人の糧として学んでいただければと思っております。今さっきありましたように地方創生においては、まち・ひと・しごとということですね。一番地域が欲しがっているところを創生ということで地域おこしを考えられているなということでございます。地域がどうして人口が減少するかといいますと、どうしても仕事がないから隣の福岡県に行ったり、東京、大阪に行って、子供たちはそこで生活をしているわけですね。だから、就業の創出というんですか、機会の創出を町自体も一生懸命になって考えていただければと思っております。これは別に案としてですが、そのポンプ場なんかも委託事業

がたくさんありますね。一つ一つ取り上げればみんなもう当てはまって回答は余裕がないような回答でしょうけど、そういうのをもっと例えば何年か前故障したと、実際ポンプを回さんといかんとき故障した、じゃあ福岡からその人が車で4時間かかりましたと。その間、もう上流分はわかりましたというようなことがあったもんですから、そういうのにすればここにもたくさん水門とかいろいろな経験されたOBの方がいらっしゃると思います。ですから、そういう人たちの検討会も始めて、そういう場をつくって、そこに委託をして、その人たちがまた新規採用をしていただいで、いろんな教え、また出張、町もいいんじゃないでしょうか。そういうのに研修に出すとか、そういう流れの中で一つの創出を促すということであればなかなか企業誘致してなかなかこの土地に来るのは少ないかと思っておりますが、そういう発想の皆さんの考えを一つちょっと変えていただければもう立派なことができるのがたくさんあるんじゃないかと思っております。

この間、いただいた中でタマネギの残渣ですね。この処理は24年度実績14社中、回答が8社ということですが、この処理トン数と金額を計算したら約2,000万円近くの財源があるわけですね。ですから、あと6社あったらどのくらいかとか、ほかに残渣をすると。じゃあ、町が町主体でそういう施設をつくってもう官民一体となってやりましょうというようなことも企業創出にはなろうかと思っております。やっぱり町が元気になるのは仕事があって、そこに定住して、子供たちがたくさん生まれて初めて町の活気を取り戻すんじゃないかと思っております。今はほとんどの人はおわかりでしょうが、ここの辺で大きなスーパーといたら、もうほとんど町内の人が行っているところはありません。寂しい限りでございます。そのくらいにちょっとよその早く言えば白石町で売り上げた分、みんなよそに持っていかれると、利益の分持っていかれるということでございます。ですから、いろんなところに目を向いて、今後の町のどうしたほうがこの創生する地方創生に適用するかということの考えをするときに人というのは多様な人材の確保ということで、じゃあ1人でいいのかということには今300人の人間がいらっしゃいます。ですから、そういう人たちの知恵を1つ、2つ出してもらっただけでもすごい力になるんじゃないかと思っております。そういう点で横断的な協議とかされる思いですか、総務課長にお尋ねですが、そういう今後の計画ときに創生事業の一つとしてそういう横断的なことを考えてもいきたいというようなことは考えていらっしゃるかどうか、お尋ねしたいと思います。

## ○片渕克也企画財政課長

総務課長という御指名でしたけれども、私のほうから御答弁差し上げたいと思いません。

まち・ひと・しごと創生法案というのが去る11月21日に参議院において可決をされております。この法案は、いわゆる人口減少に歯どめをかけて都市への人口の集中を是正するという趣旨で定められております。それぞれの地域で住みよい環境づくりを実施して、将来にわたって活力ある日本を維持していくというふうなことがこの法案の趣旨でございます。そして、具体的に申し上げますと、国がこの総合戦略というのを立てます。これに基づき県が県の総合戦略というのをつくります。そして、

その下で、これ努力義務でございますけれども、各自治体が総合戦略を定めてそれの  
とって事業を進めていくというふうな手法でございます。白石町としまして、来  
年度にはこの総合戦略というのを国、県、まだ具体的には示されておりませんが、こ  
の辺の方向性が示されれば、それにのっとった形で白石町でも総合戦略を立てていき  
たいというふうに考えております。

議員の御質問の趣旨でございますけれども、この総合戦略を立てる中においていろ  
いろ民間との交流と申しますか、民間の活用と申しますか、そうしたことも当然入れ  
込んでいかななくてはならないというふうに考えております。白石町の特徴に合った町  
民の皆さんたちのニーズを踏まえたところでいろんな就業機会やら、また民間との交  
流やら、そういったところも盛り込んで、この計画には行きたいというふうに考えて  
おります。

以上でございます。

### ○片瀨 彰議員

ぜひともそういうふうな今後の長期的な一、二年でできるもんじゃないですから、  
そういう長期的なことを考えていただければと思っております。そして、1つだけち  
よっと御紹介をさせていただきます。この間、8日の日ですか、朝5時の番組で石川  
県の穴水町というところの紹介があったんですが、そこはとにかくふるさととの推進事  
業として町挙げてどうされているのかと、空き家をいろんな人に安く提供したりとか  
しますよと。それで、不動産の情報、または町内の就職、どこが募集されているとか、  
何かを職員さんがみんな持って行って、都会にも相談があるところ、都会にでも行っ  
て、ぜひともうち来てくださいというような番組がちょっとありましたですね。です  
から、そういうふうにして少しは計画を立ててはいいでしょうけど、やっぱりそこ  
には汗を流すというふうなことがないと前に進まないと思っておりますので、そうい  
う点も考慮して頑張っていただければと思っております。

では、次の関連みたいところがございまして次に進みますが、ふるさと納税に  
ついてお尋ねします。

私は9月の議会でふるさと納税についての申込方法、税上の問題とか、そういうの  
をお尋ねしてきました。そしてまた、推進をどんどん図ればどうですかと、今財源が  
これだけ少なくなると、ある町では4億円も5億円もふるさと納税で潤っているところ  
があるんですよ。というのは、ただ町に返ってくるだけじゃなくて、またお返しす  
る金額をある程度たくさんの金額をちょっとお返しをするということで、どんどんそ  
こが納税者が多くなってきていますね。ちょっと去年のあれですが、ふるさと納税額  
に対して1.9%ぐらいの今お返しをされております。ちょっとこんなんでは話になら  
ないと思っておりますし、私がこの納税についてはどうですかと、ここで伸ばさんと  
どこの自治体でもやっているじゃないですかということでお尋ねをしたんですが、本  
当はやる気があるなら、例えば1階の皆さん来るところにふるさと納税の案内の人も  
いる、誰か住民のほうで異動とかいろんなことわかる中でこういうこともありますよ  
という宣伝も本当はしてほしいかなと思っております。

じゃあ、ふるさと納税を今後どの辺からどういうふうに積極的に取り組んでいかれ

るのか、お尋ねしたいと思います。

### ○片渕克也企画財政課長

国が掲げております地方再生の方策の一環としましてこのふるさと納税制度が行われているわけでございます。制度が開始されました平成20年度から白石町もこの制度にのっとって寄附を受け付けております。6年間で74件、1,074万7,000円の寄附をいただいております。県内で申し上げますと玄海町なり、小城市さんなり大きな額を収入しておられるところがございますけれども、白石町としてはちょうど9番目ぐらいに位置するところがございます。ふるさと納税の本来の趣旨を申し上げますと、地方交付税制度などによって本来税源の不均衡を調整する機能がございまして、ただ、それを補完する役割として、この制度であるというふうな認識をしております。税源の豊かな都市部などに住んでおられる方々が少しでもふるさとの役に、自分の生まれ育ったふるさとの役に立てたいというふうなお気持ちでそれを生かすというふうな制度でございまして。このため、白石町で今まで従来白石町では東京白石会とか、東京福富会、有明会とかですね。主に都市部、首都圏内、あるいは大阪圏内ですね。こういったところに郷土にゆかりのある方々にぜひお願いするというふうなPRを進めてまいったところでありまして。そして、制度の趣旨にのっとって、少額の寄附者に対しても大事にしていくことによって多く寄附者を集めて毎年継続していただけるような制度にしたいというふうなことを考えております。

一方、このような本来の趣旨を超えて多くの自治体がこの制度を地域の特産物のPRなどにも活用しているというふうな現状があります。本町でも、その返礼の品としては特産である米、タマネギ、レンコンなどを中心として少額でありますを送らせていただいております。最近では、先ほど議員おっしゃったように寄附をふやそうというふうなことでお礼に高額な物品などを贈ったり、そういった募集から返品までの事務を専門の業者に委託して丸投げ状態ですね。そういうふうなことで自治体間の寄附金の獲得合戦というふうなことがふえていると報道でいろいろあっているところがございます。返礼品を過剰に豪華にすることによってふるさと納税制度が逆にいわゆる高額納税者の方々にとってはいわゆる節税対策というふうな利用をされるという、本来の趣旨にちょっと逸脱しているのではないかとというふうなものもあります。国においても、良識を持った対応をするようにというふうな御指導もあっているのも事実でございます。

しかし、財源が乏しい白石町にとって、このふるさと納税による寄附金は非常にありがたいものであります。この気持ちをもう少しでも今よりも積極的にあらわせるようなということで、平成27年度から若干の制度の見直しを考えております。

まず、寄附者への謝礼をもう少し充実させていきたい。現在一律にしておりますが、これもいわゆる寄附金額に応じた総額の設定あたりも考えております。そういったことで、それから多額寄附金、総額が多額になりますと、今現在例えば寄附者の意向を目的を指定してというふうな制度でしておりますが、これ大きくなりますと例えば環境にといってもうそこにだけ集中したりしますと、町の政策としては非常に財源を有効に活用させていただくという趣旨から、その辺の制度も少し考える必要があるのか

なというところでとらぬタヌキではございませんけども、制度も改正していかなくてはいけないというふうに考えているところでございます。

そして、新たにお礼の品々でございしますが、従来の特産品に加えて新たに開発された、今やっております6次産品等も取り入れてはどうかというふうなことで今検討をしているところでございます。それと、たくさんメニューをつくることもちょっと不可能でございますけれども、ある程度は寄附者の希望を入れたメニュー化をして、そういったことも取り入れることができないかということで考えているところでございます。ただ、その返礼品の内容ですね。何をというふうなことになってまいりますと、その地域に与える、例えば特定のお店が開発しているということになりますと、そこから辺町全体の特産品なり、新たに開発された6次産品なりというふうなことで、町がタッチしているとか、そういったところのPRというのは大いに結構だと思いますけれども、特定の方がやっておられるのを町がバックアップして、そこにPRの同じテーブルに果たして乗せていいのかなというふうな、そういったところもちょっと若干考えるまだ余地が残っておると思います。ですから、そういった当面はメニュー化と額の例えばクラス分けといいますか、例えば1万円は幾ら、5万円は幾らとか、10万円以上は幾らとか、そういったものと、それとメニュー化ですね。Aコース、Bコース、Cコースというような、そういったものを選んでいただけるような制度をしたいというふうに考えております。そして、その後状況を見ながら、段階的にそういった例えば商品名を申し上げますと小城市ではようかんだとか、ブラックモンブランだとか、いろんなそういった品物を入れておられますが、そういったところまで踏み込んでいけるのかなということで、ちょっと段階的には当面はそういったところを考えているところでございます。

以上でございます。

## ○片淵 彰議員

丁寧にお答えいただきましたが、とにかく余りどこの自治体もやっているから、余りやっぱりこれも競争だと思って取り組んでほしいなと思っております。そして、地元の製品を余り理論ばかりじゃなくて、本当の実益、この唯一ふるさと納税というのはそれぞれの税金をいろんな税金を取られていますが、これだけは自分が考えて納税できるシステムでございしますので、なかなか皆さんがこれを利用して節税をしたいという思いもあると思いますので、よろしく願います。

それで、3番目の6次産業についてですが、はしりだけでも結構ですが、この後、また明日6次産業についても取り組み等の質問も出ておりますので少しだけさわりを、今までの進捗状況などをお聞かせいただきたいと思います。

## ○赤坂隆義産業課長

6次産業の取り組みについてのお尋ねでございます。現在までの進捗状況はということでございます。

本年1月1日に産業課内に6次産業推進係が設置されております。本格的に6次産業の推進に取り組んでいるところでございます。推進に当たり今年度創設しました6

次産業推進事業補助金におきまして1次募集、4月から6月ですけど、これにつきましては5件を採択をいたしております。内容につきましては、れんこん茶、れんこん蓮茶、米の真空包装加工、れんこんパウダーの粒タイプ、菜種、菜種油、玉ねぎドレッシング、玉ねぎ苗の葉茶、玉ねぎ皮茶等の加工に取り組んでおられます。また、2次募集ですけど、これは8月から9月まで行っております。5件の採択をいたしております。取り組み内容につきましては、ドレッシング、収穫体験農園、イチゴのドライフルーツ、イチゴジャム、竹パウダー等になっております。現在、1次募集のうちれんこんの蓮茶、れんこん茶、れんこんパウダー粒タイプ、菜種の3件が既に販売をなされております。新たな白石町の産品として売れ行きもますますのようでございます。また、本年1月に県主催で開催されます商談会へ積極的に参加するように要請をいたしているところでございます。平成27年1月開催予定の商談会には補助事業者のうち4事業者が販路拡大のためにエントリーをなされている状況でございます。

次に、6次産業化に興味がある方を対象に行っております6次産業化セミナーについて外部から講師をお招きして年4回実施することとしております。既に2回実施をいたしまして、それぞれ15名程度が参加されております。今後は、1月、2月に開催をする予定でございます。そのほか、6次産業化に関する相談件数が10件程度寄せられております。その都度関係機関と連携をとりながら支援をしているところでございます。

また、今年度は6次産業推進係ができてまして初年度ということもありまして、職員を各地で開催されている商談会等へ派遣し、現状の把握や町内の農産加工等を加工していただける業者の発掘など加工業者の情報収集にも努めてまいったところでございます。また、加工業者が白石町の産物を使って加工したいとの相談が数件寄せられておまして、現在JAさが白石地区中央支所のブロックリー生産部会との連携を図りながら加工品の開発もなされている状況でございます。このように生産者と加工業者、あるいは生産者と販売業者などとのマッチング作業にも積極的に取り組んでいるところでございます。

なお、六次産業化法に基づく国の総合化事業計画の認定を受けられて取り組まれている方も町内にはおられます。今後は、採択されました事業については広報等を使いまして町民の皆さん方にも広くおつなぎをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

これで片渚彰議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

11時42分 休憩

13時15分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。秀島和善議員。

## ○秀島和善議員

消費税が5%から8%へ引き上げられました。全国地域で買い物をするたびに8%が取られる、もうこれ以上の節約はない、そういう声がよく耳にするものです。自民党公明党連立政権は引き上げの理由として、医療や介護、社会保障制度に予算化したということで8%の引き上げがされましたけれども、実態は介護保険制度にしても、後期高齢者医療保険制度にしても、国民健康保険制度にしても後退につながっているのが実態ではないかと思えます。

まず第1点目に、町長にお尋ねします。

私はこの介護保険制度が今以上に改悪につながる事態をきちんと議会の中でも取り上げてまいりたいと思います。

(1)として、来年度から要支援1、要支援2の方が介護保険制度から外され、町での支援に移されることになっています。また、特別養護老人ホームには要介護3以上の方しか入所できない。それ以外の方は原則として排除されることになっています。介護難民が生まれ、家庭に無理やり戻されたら、老老介護、家庭介護で家族が苦しみ、保険料あって介護なしの現実が進んでいくこととなります。このことについて町長の認識をお尋ねいたします。

## ○田島健一町長

秀島議員の介護保険制度についての町長の認識というお話でございました。

介護保険制度がスタートいたしました2000年と15年後である今日とを比較いたしますと、サービス利用者数は倍以上、当時の149万人から現在では445万人と、倍以上となっております。今や私たちが生活する上ではなくてはならない制度の一つというふうにこの介護保険制度はなっているわけでございます。今回の介護保険制度の改正におきましては、平成30年3月までに要支援1、2の方々の訪問介護と通所介護を現在の介護予防給付から地域支援事業に移行することとされており、杵藤地区広域圏におきましても、圏内の他の保険者と同様に平成29年度に地域支援事業へ移行すべく、その準備がなされているところでございます。

一方で、保険給付費の上昇が大きな問題となっております。杵藤地区広域圏の第1号被保険者の介護保険料は制度開始の2000年度には月額で2,973円でしたが、現在では4,902円で1.6倍というふうになっております。毎年保険給付費は伸び続けておりまして、来年度からの第6期の保険料もさらに高額となることを見込まれます。また、特別養護老人ホームの入所要件の改正につきましては、待機者が多い中、より介護度の高い方を優先するための規定でございます。ますます高齢化が進み、保険給付費が上昇する中で、高齢者の介護を社会全体で支え合う介護保険制度を存続していくためには今回のこの制度改正はやむを得ないものだというふうに考えております。

以上でございます。

## ○秀島和善議員

町長の答弁の中でこの介護保険制度、現在生活する上ではなくてはならない制度だということを強調されました。私も同感です。この介護保険制度があることによって

若い人たちが外に働きに出ることができる。また、残っている能力を発達的に機能回復するリハビリテーションをすることもできる。また、お年寄りのこれからの高齢化がふえる中でこの介護保険制度がいかに重要であるかということは、まさに今地域が問われている、町が問われている問題だと思いますけれども、まず資料要求をしておりましたので、このことについて担当の課長より要支援1、2、そして要介護1、2の認定者の推移についての特徴及び要介護3、4、5と含めたときの要介護1、2の割合が何割になるのか、さらに町長の説明の中で介護保険料を平成29年度よりこの介護保険制度を地域支援事業として移行するということが説明ありましたが、具体的にどのような制度に変わっていくのか、お尋ねをしたいと思います。

### ○片淵敏久長寿社会課長

まず、資料の請求をいただいております要支援1、2の方、また要介護1、2の方の認定者数の推移ということで制度発足以来平成12年度からの数字をお示しをいたしております。表のほうでは平成12年から平成17年まで3年ごとにそれぞれ1期、2期ということで今現在第5期の介護保険事業計画のうちにあるわけですが、平成12年から14年までの1期、15年から17年度までの第2期、この2つの期間においては要支援の認定については現在の要支援1、2でなくて、要支援という形で一本化をされておりました。以降、平成18年からは2つにこれが分かれまして、要支援1、2という形で今日まで続いてきております。要介護のほうの要介護の1、2の認定の分についてはそのまま現在まで継続という形になっております。数字につきましては、各年度3月末でございますが、平成26年度につきましては10月末現在の数字ということでお示しをいたしておりますが、数字の特徴といたしましては平成12年から17年度までの数字、この中では平成14年が335という数字が出ておりますが、平成18年以降の数字でいきますと、この要支援1、2を合計した数字になってきますと、いずれももう高い数字で推移をいたしてございまして、現在平成26年10月末現在ではもう470を超えているという状況でございます。

それと、要支援の要介護のより介護度の高い要介護の1、2の方につきましても介護度別に数字の大小出てまいりますけれども、制度開始当初では470名程度の方が認定を受けていらっしゃいましたが、現在ではもう660人を超えているという状況でございます。この数についても認定者の数についても年々ふえてきているという状況でございます。

それと、この要求以外の部分で要介護の1、要介護の3から5の方の数字、手元のほうに26年度の10月の末現在ということで数字をお示しをいたしますと、要介護の3の方が226人、要介護の4の方が186人、それと要介護の5の方が188人ということになります。要支援の1から要介護の5全ての認定者の数の合計が1,740人ということになります。先ほどの中ではこの要支援の1、2の方が認定者の中でどのくらいの割合になるかという御質問でございましたが、要支援の1、2、この合計数が476になりますけれども、これを先ほどの1,740で割り戻しますと27.4%ということになります。4分の1をちょっと超えたぐらいの数字ということになります。

それと、地域支援事業への移行の件ですが、今回の介護保険制度の改正の中では第

6期の事業計画から適用をされますが、実際にこの要支援の1、2の方の通所介護、いわゆるデイサービス、介護予防給付のデイサービス、それと同じく介護予防給付のホームヘルプサービス、ここの部分が地域支援事業のほうに移行するということが言われておりますけれども、この制度改正においては平成27年度から取り組む団体、全国的にはあるというふうに聞いておりますけれども、平成29年度、平成29年4月以降、その29年度中には必ず移行をしなければならないということが言われておまして、27年度から28年度、その2年間にかけては経過措置の期間というのが設けられております。杵藤地区のほうでもちょっとお話をお聞きしますと、29年度から取り組むと。圏内の保険者が今7保険者ですか、あるということです。そのほとんどが29年4月から取り組むということで、そういう情報をいただいております。

### ○秀島和善議員

長寿社会課長にお尋ねをしますけれども、この杵藤管内においては国の法律によって決まった要支援1、要支援2の合計476人の方たちは29年4月から地域支援事業として現在の国の制度から外されていくわけですけれども、この2年間準備をしていくという期間になるかと思っておりますけれども、現在の476名の方たちの支援を地域でした場合の人員、また予算はどのくらいを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

### ○片渕敏久長寿社会課長

要支援の1、2の方の現在認定者の数が476人ということをお示しをいたしておりますが、この方々の全てがそのホームヘルプのサービス、あるいはデイサービスを利用されているということじゃございませんので、まずあらかじめその点は御了解いただいておりますけれども、介護予防、現在の介護保険の介護予防給付、要支援1、2の方が受けるサービスというのは、これ以外にもいろんなサービスがございますが、主立ったものということでこのホームヘルプのサービス、デイサービスのところから地域支援事業へ移行しようという話が出てまいっております。全体の数からいきますと、割合からいきますと、その給付費の割合からいきますと大きなところじゃないんですが、地元で介護保険以外のサービス、そういう事業所、介護保険以外のサービス提供の事業所、そういうところじゃなくて使いながらできる方法というのを見出していくための一つの方法として今回この介護保険、要支援1、2の方の通所介護、訪問介護、これがスタートをするということになるというふうに認識をいたしておりますけれども、事業費の自体でいきますと介護保険の要支援の1、2の方が受けられるサービスの給付の額というのはそう多くありません。先ほど4分の1を超える数、27%以上の方が要支援1、2で認定を受けていらっしゃいますが、実際に要支援の方が受給をされる給付額というのは介護保険の全体額の5%をちょっと超えるぐらいしかございません。この中で、先ほどのこれは25年度の数字になってくるわけですが、通所介護の給付費、またホームヘルプの給付費を合わせましても2%とちょっとというぐらいのところになっております。数的には人数的にはこれも平成25年度の介護保険の介護予防給付を御利用になった件数から割り戻しますと、通所介護、ホームヘルプのサービスの利用者の方が130人ぐらいいらっしゃるんじゃないかと。

それと、訪問介護の利用者の方がもう50名程度になるんじゃないかという数字の推測はいたしております。ここの中でも要支援の1、2という方が地域支援事業のほうに移行をするということになるわけですが、現在これらの方々は介護保険のサービスの提供事業所を利用されております。当然に市町村のほうへ移行しても、この方々全部を市町村の事業として受け入れをするというのは難しい場合というのはもう当然に想定をされますので、こういう方々の中でも特に介護が難しい方とか、あるいはもうより介護度の要介護の1のほうに近い方という方々については地域支援事業の中で現在の事業所と契約をしながら、そちらのほうでも見ていただくというやり方をとることになってくるかと思いますが、この辺のこれからこういう具体的などころについてはこういうことができると、今現在のサービスの事業所に地域支援事業で委託をできるということまでは示しはなされておりますけれども、あと町で取り組む事業の具体的な内容等については広域圏のほうが現在3市4つの町の保険者として広域圏がありますけれども、そこの中の協議でこういうものを対象にしようというお話が出た後に具体的に地域のほうにお話を進めていくということになってくると思います。

#### ○秀島和善議員

担当課長より資料の説明の中で要支援1、252名、要支援2が224人で合計が476人ということで、この認定をされている方全員がサービスを受けているわけではないということは私もわかりました。さて、平成25年度を一つ実態として見たときにホームヘルプが130人、訪問介護が50人程度という利用の状況を説明されておりますけれども、この2年間でこれから高齢者がふえていく、そして要支援や要支援の2という介護者が増加することは明らかであります。そういう中で、町として予算化をしていく必要がありますけれども、改めてお尋ねしたいのは、その予算を含めて人材の確保も必要です。例えば現在、地域でもサロンという形で介護度を持ってない方たちが活動されておりますけれども、そのような活動に発展させていく考えでいらっしゃるのでしょうか。

#### ○片淵敏久長寿社会課長

要支援の方の現在の介護予防の通所介護、これを地元で行われております地域サロン、こういう形へ発展をさせていくのかということですが、方法の一つとしてはこの地域サロン、ここで受け入れをしていただくというのも考え方としてはあるかと思いますが、管内の事業所の中でも地域サロンと広域圏の中でも社協が推進をしております地域サロンについては取り組みがなされておまして、現在介護認定を受けて要支援の認定を受けて介護給付のデイサービスを受けておられる方の中には私もここに行きよってほんによかけんが来んねというようなお誘いがある、そして認定を受けられて通っていらっしゃるという方も多いというふうに聞きます。こういう方々の掘り起こしの中でより身近なところで日中を過ごせるようなサービスがあり、また町が取り組んでおります健康体操の普及、こういうところにつなげて運動機能が低下するのを防ぐというようなやり方ができるという認識を持ちながら、広域圏のほうでもこの取り組みはやろうという話になれば私のほうでも進めておりますサロンを中心

にしたところへの委託という形での受け入れ、そういうのをお願いしていくというのは考えられる施策じゃないかというふうに思っております。

### ○秀島和善議員

通告の3に移らせていただきますけれども、特別養護老人ホームへの入所希望者は年々ふえています。県内の介護保険事業所でも増設の動きがあります。杵藤広域圏でも特養ホームの建設は急務です。特に年金額が少ない低所得者にとってはついの住みかとして待たれています。町内への建設をぜひ町長初め各担当課長からも要求していただきたいと思えます。

資料をいただいています。一般質問の4-3の資料として長寿社会課のほうから資料要求をいたしましたので、この内容について課長からも説明の中で資料の特徴、またどのように待機者が急増しているのか、その実態、声なども把握されているところがあればお知らせ願いたいと思えます。

### ○片渕敏久長寿社会課長

それでは、要求がございました特別養護老人ホームの待機者数ということで資料の御説明を申し上げます。

制度の解説のところからちょっと数字を探してみましたが、ここの項目で上げております要介護の3以上の方、あるいは要介護の3以上の在宅で即時入居希望、あるいは要介護3以上、とにかく特養を申し込んでいらっしゃる方という形での数字のこの3項目で数字の把握ができるというのは平成19年以降しかちょっとございませんでしたので、そちらのほうから準備をさせていただいております。

表の見方ということになります。それぞれ年度の5月現在、あるいは平成23年からは4月現在ということで数字を上げておりますが、まず表の一番下の項目の特養の申込者在宅としております。今現在、自宅で生活をされている方、そういう方で特別養護老人ホームを入所、入居の申し込みをいただいている方というのが平成19年5月時点で84人ということで見ただければと思えます。

要介護のこの特養の申込者の在宅の方でとりあえず申し込んでおこうという方もいらっしゃると思います。認定がまだ受けておられない方で申し込みをされている方もいらっしゃると思いますが、在宅でいらっしゃる方については現在136名いらっしゃるということになります。その中でも要介護の3以上の方というのが80名いらっしゃる。家族さん、また御本人さんの希望で、あけばもう今すぐでもちょっと入れていただきたいという方が18名いらっしゃるということです。養護老人ホーム施設等の入所の希望につきましては、今現在そのほかの施設におけるけども施設のほうに特別養護老人ホームの施設に入所したいという方を入れると非常に大きな数になってまいります。施設のほうでは、この全て入居の申し込みがあった数ということになるともっと大きな数字になってくるというふうに思っております。今現在では、ずっとやっぱり年々この入居の希望者数というのもふえてきております。それと、いずれの項目でもちょっとふえてきていると。病院等の入院をされとって介護保険の認定を進められるというふうなケースもあるかと思えます。今現在は、やはり病院のほうの治療等が終わって在

宅での生活がちょっと厳しいと。あるいは、どうしても支援が必要ということになると公的なサービスであります介護保険の認定をまずは受けて、そして必要なサービスを相談しながら決めていただくというところが流れというところになっているように感じております。

### ○秀島和善議員

課長にお尋ねしますけれども、確認の意味でこの資料には要介護3以上在宅即時入居希望ということで平成26年4月に18名、平成19年5月を100としますと6倍にふえています。そして、要介護3以上在宅という方は平成19年5月を100としますと人数では80人で166%ということで、ここも増加をしております。そして、特養申込者在宅ということで84名、100としますと、平成26年4月が136名で161%ということでふえていますけれども、この表に要介護3以上ということで示してありますけれども、要介護1や2の方の特別養護老人ホームの希望者というものについては把握はなされているのか、お尋ねをしたいと思います。

### ○片淵敏久長寿社会課長

平成26年4月のこの表で説明をいたしますと、その横のほうに数字を見ていただく中で3番目に書いてある要介護3以上の在宅、在宅の要介護3以上の方の数が80名いらっしゃる。それ以下の方、介護認定を受けていらっしゃる方、また受けていらっしゃらない方、この138から80を引いた数というのが介護認定を受けていらっしゃらない方から要支援の1、2の方、それと要介護の1、2の方、その方がこの差額ということで出てまいります。138人のこの平成26年4月136という数の中は在宅の方で特別養護老人ホームの入所申し込みをされている方全員ということになってまいります。要介護3以上の方、うち要介護3以上の在宅の方が80名いらっしゃいますので、この一番下の136の数から80を引いた数56名というのが要介護2以下の認定を受けていらっしゃる方と自立、認定を受けていらっしゃらない方、そういう方もちょっと含まれるという数になります。

### ○秀島和善議員

そうしますと、今度改めて法律で決まりましたけれども、特別養護老人ホームの入所の条件として介護3以上ということに照らし合わせると56人の方たちは全く入所の可能性というのはなくなってくるわけでしょうか。

### ○片淵敏久長寿社会課長

先ほどの要介護の2以下の方が申し込みをされているということでもありますけれども、その方々が入所の可能性がないのかと。やっぱり介護の認定のほうは早い方ですと1年ごとの更新というのがありますし、長い方は2年とかに1回の介護認定という形になってまいりますけれども、そういう中で入所されている方の中でも要介護の3とかの認定をお持ちの方で若干回復をされて要介護の2とかになられる方もあるかと思いません。そういう状況によっては特別の場合においてはそのまま施設のほうに入居を続け

ていかれると、そういう道も残されてはおるわけですがけれども、基本的には現在80名以上の方の要介護3以上の方の待ちの方がいらっしゃいますので、そちらのほうを優先して入所するための要介護の3という今回の改正じゃないかというふうに思っております。

### ○秀島和善議員

介護度の大きい3、4、5の方たちを優先的に入れるということですがけれども、家庭の事情で介護1、介護2の老人であっても、やはり2人とも共働きで働かざるを得ないという方たち、家で介護をすることができない、見守りをするということができないという方たちも必ず実態としてはいらっしゃると思うので、ぜひそういう点も配慮して特養の建設促進と入所についての基準をきちんと見届けていっていただきたいと思っております。

次に、(4)に移らせていただきますけれども、来年度は3年に1度の保険料の改定年度です。保険料の引き上げではなく、引き下げを実行するべきだと思います。このことについては町長の認識を最初にお尋ねしたいと思いますけれども、先ほど冒頭町長から保険料給付で2,973円の方が4,902円ということで2.6倍に引き上げられているということですがけれども、確かにこの介護保険制度が149万人から全国で利用するようになり、現在440万人ということで高齢化社会が到来することで当然全体の利用者もふえてくるわけです。しかし、私はこの利用者がふえる中でその負担を利用者や家族にだけ負担を強化するのではなく、町や県、国がきちんとその予算を確保していくことが必要ではないかと思っております。その点で町長の認識をお尋ねしたいと思います。

### ○田島健一町長

御質問の保険料の改定についての認識をお尋ねでございますけれども、介護保険では今後3年間の人口推計によりまして要介護、要支援の認定者数を見込み介護給付費を推定して保険料額が決定されることになってございます。平成22年4月と平成25年4月での杵藤管内での状況を見ますと、後期高齢化率、認定者率、サービス利用者率、これはいずれも上昇をしております。施設利用率につきましては25.1%から21.1%は、もうこれは全国の動向と同様に減少傾向にございますけれども、利用者1人当たりの給付費につきましてはここ数年在宅介護へシフトしてきていることから減少傾向に若干ございます。保険料に直結する高齢者1人当たりの給付費は増加傾向にございまして、全国平均を上回る結果ともなっております。このような状況から、今後の給付費を見込めば第6期の保険料は引き上げざるを得ないものと認識をいたしております。現在、杵藤地区の広域圏において新年度から3年間の第6期の介護保険事業計画の策定作業が進められておりまして、新年2月には新しい保険料が示されることになろうかというふうに思っております。

以上です。

### ○秀島和善議員

担当課長にお尋ねしますけれども、町長の答弁では第6期は引き上げざるを得ない

状況になっているという答弁でしたけれども、具体的にどのくらいが個人負担になる状況が今あるのでしょうか。

### ○片渕敏久長寿社会課長

具体的に個人負担がどのくらいぐらいになるかというところでございます。

今現在の4,902円というのはちょうど標準のところの月額ということになるわけですが、ここがちょっと今どのくらいのところまで上がっていくかという数字は現在広域圏のほうの介護保険事業の運営委員会のほうで協議をさせていただいているところです。その中で数字をたたいて行って決定ということになるわけですが、できるだけ少ない保険料のほうがいいわけですが、現在第5期の保険料については若干4,902円をいただいている、その保険料で持っていったときにその3期の給付額の合計でいきますと保険料が不足をしたということも聞いております。そういうことも次期の第6期の保険料の引き上げというところに影響してくるんじゃないかと。どのくらいになるかというところはちょっとまだ私のほうでは見えておりませんが、そういうことも情報としては聞いているところです。

### ○秀島和善議員

第5期に引き上げられたときに保険料が不足していたということでしたけれども、となると第6期はその分も重ねられて、さらに利用がふえているということで個人負担が大きく引き上げられるのではないかと心配しておりますけれども、ぜひ町長今高齢者の暮らしぶりは年々下げられる年金、そしてまた農家所得も下がっています。米の値段も暴落し、キャベツやレタスにしても価格が下がっているという状況で、ましてこの特別養護老人ホームや介護保険制度を利用する方たちは年金だけで暮らすという方たちが圧倒的に多いわけでありまして。ぜひこれから関係機関と対応するときなどには少しでもこの保険料が各個人に押しつけられないように働きかけを強化していただきたいと思います。町長の認識はいかがでしょうか。

### ○田島健一町長

ただいまの質問でございますけれども、この介護保険制度につきましては皆さんも御承知のとおりなかなか厳しいというのは実感をされているかというふうに思います。年金生活者の方たちもたくさんいらっしゃるわけでございますけれども、制度をうまくいくためにはある程度の御負担もお願いせにやいかんということもございますので、新しい保険料が定められる折には極力引き上げ幅は小さくなるようお願いをしてみたいというふうに思います。

以上です。

### ○秀島和善議員

通告の大きな2に移らせていただきます。

非核・平和の町宣言を子供を初め成年、またお年寄りに対してもわかりやすく伝えることが必要であると、私はこのことについては6月議会で1度町長にもお尋ねをし

ております。被爆70周年になります2015年に向け多くの国々が核兵器のない世界の達成の合意実行、核兵器禁止条約の交渉開始を求めて行動を起こしています。それを実際に実らせるための鍵を握っているのは、市民社会の運動と世論です。生きているうちに核兵器の廃絶を、70年に及ぶ被爆者の願いに応え、核兵器全面禁止での内外の行動と共同を前進させるために、全力を挙げていくことがこれから必要だと思います。次回のNPT、NPTとは正式名称は核兵器の不拡散に関する条約といい、核兵器保有国の増加を防ぐこと、核兵器の拡散を防ぐことを主な目的とした条約です。この再検討会議を来年の春に控える2014年度、ことしこそ世論の運動と大きな運動をつくり出すしていくことが必要ではないかと思えます。核兵器禁止条約の交渉開始を求め、先頭に立って奮闘することが求められています。新しい町になって非核・平和の町宣言を制定しましたが、子供や多くの町民に見える形にして啓発を図るべきではないでしょうか。

町長に認識をお尋ねしますけれども、このことについては6月の定例議会でも同様の内容で質問しておりまして、町長からは答弁として、21世紀を戦争のない平和な社会にすることが大切である、非核・平和の町宣言は機会を捉えて広報やホームページなどで知らせるといことで町長からの答弁をいただきましたけれども、その後ホームページ、また広報等でこの非核・平和の町宣言を知らせてきたという形跡が私から見るとありません。ですから、改めてこの議会でこのことを強調して取り上げているわけですがけれども、どうでしょうか、町長。再度同じ質問になりますけれども、この格調高い非核・平和の町宣言を子供が読める、また庁舎に入ってきて目にとまる、また町外を走る車から、ああこの町は非核・平和の町宣言をしている町なんだなということがわかりやすいようにすること、そういう意味で一工夫必要だと思いますけれども、町長の認識をお尋ねしたいと思います。

### ○田島健一町長

非核・平和の町宣言、これを見える形にしての啓発をと、これについての町長の認識はということでございます。

この件につきましては、さきの6月議会におきましても御質問をいただいておりますけれども、そのときは平成17年に行いました平和宣言を機会を捉えて町報などを通じまして町民の皆さんにお知らせすることを検討してみたいという答弁を回答を申し上げておりました。私たちは、21世紀を戦争のない平和で安心して暮らせる社会を構築することは今を生きる者として課せられた最大の責務であります。また、世界の恒久平和は人類共通の願いでもあるということは言うまでもありません。先ほど6月議会の回答を申し上げましたけれども、なるべく早く実現するよう今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

### ○秀島和善議員

非核・平和の町宣言が平成17年9月27日に可決されましたけれども、改めて格調高い文章ですので読み上げてみたいと思えます。世界の恒久平和は人類共通の願いであ

る。核兵器を廃絶し、平和で安心して暮らせる時代にするには、今ここに生きている私たちに課せられた最大の責務である。私たちは、世界最初の核兵器、原子爆弾を被爆した国民であり、広島、長崎のあの惨禍を再び繰り返してはならず、核兵器の恐ろしさ、核兵器の廃絶を全世界の人々に訴え続けていかなければならない。ここに我々は日本国憲法に掲げられている恒久平和の崇高な理念に基づき、核兵器が全ての国から一日も早く廃絶されることを願い、ここに非核・平和の町を宣言するという事で、短い文章でありますけれども、世界の全ての言葉に置きかえてもわかりやすくこの町の精神といいますか、理念が通じる内容だと思います。お隣の江北町では全文が庁舎に入る玄関の表のところに掲示してあります。しっかりしたつくりでちょっとした風には倒れないくらいの掲示板のような形にして立てられております。また、旧白石、福富、有明のときには大きなスタンド、ポールのような形で非核の町、平和宣言ということで掲げられていたかと思いますが、私は何らかの形でということで述べましたけれども、現在検討しているということですが、もう少し具体的にどういう内容が適しているのか、またもしその予算化なども図られていましたら紹介をしていただきたいと思いますけれども、総務課長どうでしょうか。

#### ○百武和義総務課長

先ほど議員のほうから御指摘ございましたように、この平成17年9月の非核・平和の町宣言につきましては6月議会のときには先ほど町長答弁申し上げましたように町民の皆さん方にお知らせすることを検討するという事で申し上げておりました。まだ実現までは至っておりませんが、先ほどおっしゃった江北町に掲げられている看板、こういったことも含めて、あと町報、ホームページで町民の皆さんにお知らせするという方向で今考えているところです。特別予算化については今当初予算の編成中でございますので、その中で検討していくということにいたしております。

以上でございます。

#### ○秀島和善議員

教育長にこのことについても6月議会で尋ねたことがありました。そこで、改めてまた教育長にお尋ねしたいんですけども、8つの小学校、3つの中学校で修学旅行などで広島、長崎に行く機会というのは現在本町においては全町内の子供たちが広島か長崎か小・中学校の期間に1度は行くという機会はあるのでしょうか。

#### ○江口武好教育長

あります。もう少し説明させてください。先ほど宣言文、17年9月27日の宣言文を読んでいただきましたけど、この中にいわゆる私たちに課せられた最大の責務であると、この私たちを私は町民、あるいは担当する児童・生徒1,949名、おりますけど、この子供たちを主語にしたときに何ができるのか。そして、指導者としてどうしなくちゃいけないかというような、その辺が非常に大事になってくるのかなと思います。先ほど説明ございましたけど、町内11校ございます、小・中学校。これは必ず6年生は長崎に行きます、泊を伴って。そして、中学校3年生が広島、あるいは沖縄に行きます。

そこで、平和集会といいたまいますか、千羽鶴を折ったり何かしていろいろやっています。これはそのときだけのイベント的にするんじゃないかなと思っております。それから、全部の学校に共通しているのが8月の夏期休業、夏休みのときに全校登校というのがございます。このとき必ず平和集会、平和について話し合うとか、そういうことをやっております。当然この場合は学校行事でやりますから、1年生から小学校は6年まで、中学生はもちろん3年間です。小学1年生がどのくらいわかっているかわかりません。でも、それは教室に戻って担任がカバーすればいいことです。そして、それを都合考えれば修学旅行も節目節目ですけど、9カ年を考えたときに9回、内容は少しずつ変わりますが、続けているということです。

なお、ことしのことで紹介をいたしますと、総合的な学習という教科を横断したような学習、その中でも取り上げますが、ある小学校では子供たちが長崎県でやったものを学校祭りといいたまいますか、そのときは保護者の方がいっぱい後ろにいらっしゃいます。それを6年生が堂々と平和について云々ということで結構な時間でしたけどアピールをしております。ですから、このように小学校、中学、いわゆる義務制のときにもう9カ年、少しずつ教科とか道徳とか社会科とかいろいろ含みましていろいろ積み重ねていったものがその先に町民のあれにつながっていくのかなと。町民の方は2万4,984名いらっしゃいます。この一人一人に課せられた責務なのかなと、ミッションなのかなという、そういった捉え方をしております。学校の現状というのはそういうことでございます。

以上です。

### ○秀島和善議員

教育長も御承知のように毎年高校生を中心として県内でも平和大使ということで国連で演説をしたり、またそういう国際会議に参加しながら全世界の高校生たちと一緒に平和の問題、核兵器廃絶に向けて討論をするという機会がありますけれども、私は高校生からじゃなくても中学生でもこの平和大使ということで特に先ほどからこの項に入ってから強調していますように2015年度がこのNPT会議ということで核兵器廃絶を全世界でうたっていく取り組みになっていますので、中学校の中で平和大使をつくりながら、さらに今先ほど教育長がおっしゃった修学旅行や教科、道徳、そういう中で9年間の積み重ねを集大成していくような取り組みにしていっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

### ○江口武好教育長

まず、それぞれの平和学習というのは学校の教育計画、カリキュラムの中で年間のあれで定めます。それから、こういった平和についての学習というのを町の教育行政としてもどういった位置づけをするのか、その辺は当然もう考えていかななくてはいけないのかなと思っております。でも、今の段階ではまず足元をしっかりと固めようという、そのように捉えております。

以上です。

## ○秀島和善議員

副町長にお尋ねします。

今、総務課長から来年度の取り組みについて検討しているんだということですがけれども、私は新しいこの庁舎に毎日何名ぐらい、どのぐらいの町内外の方たちが訪問されているかわかりませんが、恐らく相当な人数の方が町内の方はもちろん町外の方たちも来ていらっしゃると思います。そこで、8月6日、8月9日、広島、長崎のこの原爆投下の日時に合わせてその期間を例えば庁舎の中に入ったロビーのホールの横にあります会議室、多目的に会議をしたり、先日は絵手紙コーナーですばらしい絵手紙が展示されてありましたけれども、ああいうロビーを使って原爆写真展とか、そういうものをやったらどうかと思いますけれども、副町長の考え、また今検討されている討論の中での論議の経過を紹介をしていただければありがたいです。

## ○杉原 忍副町長

今、8月での1階のホール、今は選挙の投票所になっておりますけれども、そこで広報等ができないかというふうな御質問でございますけれども、そういうことも含めまして平和教育の検討を庁舎から見えるような形で、町民の方に見えるような形での広報というのにも必要ではないかと思っております。

## ○秀島和善議員

ぜひそういう内容も含めて検討していただきたいと思っております。

それでは、通告の大きな3に移らせていただきます。

私は全国に54基ある原発の再稼働にはきっぱり反対をしていくことが必要であると思っております。そして、再生可能な自然エネルギーに移行していくことが今求められていることではないかと思っております。福島原発事故から既に3年と8カ月が過ぎました。その間、日本にある54基の原発は稼働をほぼストップし、現時点では1基も動いていません。そのことで国民生活に支障が生じたり、企業の生産が困難になるなどの経済活動に大きな影響は生まれておりません。このことは再稼働の必要性がないことを事実で証明し、即時原発ゼロへの道を踏み出す根拠を示していると言えます。

以前、町長にこの一般質問でお尋ねをしたこともありますけれども、私は即時原発の稼働中止を求めるものでありますけれども、町長の考えは一定の期間置いて廃炉との答弁をされておりました。現在、即時ゼロが最も根拠があり、現実的だと考えますが、改めて今の状況の中で町長のこの原発の再稼働についてどのように考えていらっしゃるのか、また自然エネルギーに向けてどういう取り組みが必要であると考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

## ○田島健一町長

原発の再稼働のことをごさいますけれども、私もこれまでお答えしてきましたように将来的には原子力に頼らないエネルギーの活用を進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。本町にも節電の協力依頼が来ておりますけ

れども、九州電力の今冬の電力需給の見通しは火力、水力、揚水、地熱、融通電力などでどうにか電力の安定供給に最低限必要な予備力、予備力とは3%以上らしいですけれども、これを確保できる見通しとなっているようでございます。しかしながら、厳寒による電力需要の急増、火力発電所等の電力供給設備のトラブルなどが発生した場合にはより厳しい事態になると言われてもおります。電力は日本の産業、経済活動だけでなく、人命に直接かかわる最重要インフラであります。原子力発電の停止によって電力が不足することは国民生活にとって大きな影響があるのではないかと考えます。料金についてもやはり2割程度は上がったというような状況でございます。そういったことから、国のほうにも原子力にかかわる代替エネルギーの開発や実用化を早く進めていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

### ○秀島和善議員

川内原発が年明けて稼働するという事態になってきました。その次に、玄海原発が稼働されるのではないかとということで危惧されておりますけれども、私は原発に頼らない電力供給は十分日本の国内で火力、水力、風力、地熱、またガスなどを利用して再生可能エネルギーが十分日本の経済を保っていく力にもなっていくと確信しております。ぜひ町長にお願いしたいことは、川内原発の稼働中止と玄海原発の稼働に向けての取り組みを即時中止するように働きかけていただきたいことを願い、(2)の問題に移らせていただきます。

原発再稼働の要件として、玄海原発が事故を起こした場合の避難計画が今問題になっています。白石町は被災者の受け入れをするようになっていますが、その受け入れ計画は既にでき上がっていますかということで総務課長にお尋ねしますけれども、例えば唐津市では北波多地区、北波多地区から玄海原発で事故があったというときに避難をしないといけないというときに唐津市で避難計画が想定されていますけれども、例えばゆうあい館に1,360人、有明南小学校に306人、佐賀農業高等学校に645人、有明西小学校に435人、有明公民館に241人、有明東小学校に415人、有明中学校に963人、三近堂コミュニティセンターに198人というような人数で、この主には北波多地区での避難者ということで白石町の受け入れが決められているようですけれども、白石町としてその受け入れをしていく自治体としてこのような計画は実際に成立していくというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

### ○百武和義総務課長

福島第一原子力発電所における事故及び原子力災害を踏まえ、万が一玄海原子力発電所で同様の事故及び原子力災害が起きた場合に備え、佐賀県原子力災害暫定行動計画が策定をされまして、その中で玄海町、唐津市及び伊万里市の住民の方々にそのほかの県内17市町へ避難していただくこととして避難計画が策定されておりまして、それぞれの避難元、市町の住民避難計画として位置づけられております。先ほど議員のほうから御紹介ございましたように本町のほうには唐津市のほうから鎮西地区、肥前地区、北波多地区のほうから合計で1万1,093人、これは平成26年4月現在の数字で

ございますけども、この1万1,093人の方が白石町へ避難されるということになっております。避難先の市町におきましては、役割といたしまして避難場所及び避難経路の住民への周知や避難時の避難元市町への支援を行うということになっております。それとまた、避難元市町と避難先市町の間で平時から避難元の住民数や避難所情報等を共有するなどして連携の強化に努めるということが求められているところでございます。

先ほど各避難所ごとの人数をおっしゃいましたが、この数につきましては各避難所の面積をもとに1人当たり2平米、これはもう以前に申し上げたと思っておりますけれども、2平米で計算をした数字で出してある数字でございます。実際、非常に大きい1万1,000人ということで大きい数になっておりますが、もし避難所で対応できないということになれば、もうその他の施設、例えば学校であれば体育館を今避難所として考えておりますけども、それ以外の校舎なり、そういったところ、それからまだ公共施設として避難所として上げていないところ、こういったところの活用も考えて対応していく必要があるのではということ考えているところでございます。

以上です。

#### ○秀島和善議員

鎮西町や北波多から本町に1万1,093人の方の受け入れを計画しているということですが、この方たちの滞在日数や食料、水、毛布、そういうものについての準備はどのように計画をされているのでしょうか。

#### ○百武和義総務課長

今現在、この避難者数の数は協議をしているところでございますけれども、先ほど御質問の食料、そういった細かい点については今現在避難元の唐津市との間で広域避難を行う場合の総合連絡窓口をどこにするかとか、受け入れ要請の手順及び役割分担、避難者の受け付け、登録手順、それから避難所運営に必要な物資の調達手段、それから福祉避難所開設の要請及び福祉避難所への避難に関する手順、こういったものについて協議を行うということになっているところでございます。

今後、この協議により決定をいたしましたら、両方で覚書を取り交わすということになるかと考えております。

以上です。

#### ○秀島和善議員

(3)の通告にも関連しますが、風向きによっては白石町も被災する地域になります。その計画はどのようになっているのかということをお尋ねしておりますけれども、当然目に見えない、においもしない、さわることはもちろん不可能です。放射能を防ぐということは今の科学ではどういう手だてをとっても放射能から逃げ切ることができない実態にあります。もし万が一風向きによって本町がその放射能に汚染されるという事態になったときに先ほどの北波多などを含めた1万1,093名の方たちの避難が可能なのでしょうか。

## ○百武和義総務課長

まず、万が一玄海原発での事故によりまして本町へも影響があった場合、どうなるかという御質問でございます。

福島第一原子力発電所の事故の例を見ますと、原発から半径30キロ圏外の地域では計画的避難区域に指定された飯舘村などにおいては1カ月の間に避難をすることが求められたという例もございます。また、国の原子力災害対策指針におきましては飯舘村の状況と同程度と考えられる毎時20マイクロシーベルトの空間放射線量率が測定された場合は1週間程度の間一時移転することとされております。白石町は玄海原子力発電所から地図上の最短距離で約42キロという位置にございまして、30キロ圏外のUPZ外の地域に位置しているということから、避難が必要になる場合は一定の時間的余裕があると想定をされます。先ほど飯舘村では1カ月の間に避難することが求められたということで申し上げましたけれども、ある程度一定の時間的余裕があるのではということが、余裕があると想定されておりますので、この間に避難先などを調整することが可能でございますので、避難計画の策定までは今のところ必要ないと。早急な避難計画の策定までは必要ないということで考えております。

もし、先ほど言われた本町への影響があった場合、これについて佐賀県地域防災計画とか、国の原子力災害対策指針ではUPZ外の地域においても放射性物質が環境へ放出された場合は緊急時モニタリングによる測定結果からOIL、これは運用上の介入レベルというものですけれども、このOILを判断基準といたしまして必要に応じて防護措置を実施するとされていることから、万が一モニタリングの結果、基準値を超え、またあるいは超えるおそれがある場合は当該地域の住民の方々に対する屋内退避の指示とか、または避難勧告や避難指示などの発令という緊急事態応急対策というものを実施することになるかと考えておるところでございます。

以上です。

## ○秀島和善議員

町長にお尋ねします。

風向きによっては地図上で42キロ離れている、この白石町に来ることは余り考えられないというふうな総務課長の答弁のようでしたけれども、福島原発で実際に飯舘村に直接行ってきた同僚の大町の町会議員の話を伺いました。3年以上たっても自分の住んでいる家に戻れない、また農作物をつくることができないという地域が飯舘村だということで、当然私は玄海原発でもし今回福島のような事故が発生したときには本町においても避難をせざるを得ないという状況は生まれてくるのではないかと思います。先ほど総務課長からは策定の必要はないと。現在、まだ策定する必要はないということですが、受け入れる側の防災計画と、当然避難していく我々がどこに避難していくのかということは同時に計画を持たないとパニックに陥ってしまうのではないかと思いますけれども、町長の認識をお尋ねしたいと思います。

## ○田島健一町長

この避難計画については、先ほど来議論ありますように受け入れ側の対応と避難する側の対応とはまた違ってくるのではないかというふうに思います。そういうことから、避難計画について自分たちが避難するという避難計画については今のところ42キロUPZ外でございますので、今のところはちょっと早急につくらないかんという事態にはなっていないんじゃないかということで先ほど総務課長が答弁したというふうに思いますけども、それは現在の技術の中で42キロ、30キロという話がありますけれども、これをむげに50キロだと100キロと同じじゃないかということになってしまいますので、現時点での物差しといいますか、基準では30キロでございますので、一応私も今のところは現時点では策定はちょっと見合わせているという状況下にあります。

以上でございます。

### ○秀島和善議員

私は30キロ圏外以外の地域でも避難が必要だという状況がもし万が一生まれるというときにはやはりパニックにならないように白石町の町民がどこの地域に何名避難をするという策定計画というのは防災計画の中で持つ必要があると思います。

一番は、原発を再稼働させないということが一番の中心になります。私はどこの自治体でもこの原発のある自治体は30キロ圏外、30キロ圏内ということの枠の中で防災計画が策定され始めています。しかし、大事なことは今の人間の科学ではどうしようもない、防ぐことができない、放射能が漏れる、そして一瞬にして死の灰が降ってくる事態になりかねない、そういう原発をとめることが直ちに必要ではないかと思えます。そういう事故につながるためにも原発再稼働、きっぱり阻止していくことが必要であるということ強調して、一番最後の項目に移らせていただきます。

オスプレイの問題です。私は戦争をする地ならしのための佐賀空港へのオスプレイ配備に反対するべきではないかということで町長にお尋ねをしています。

11月4日に本庁舎内で説明会が開催されましたが、欠陥機であるオスプレイの配備と佐賀空港の軍事基地化は騒音、爆風、熱風、低周波被害など住民の安全と健康、農業、漁業への被害、国際交流——これは熱気球バルーン大会を指しています——への障害をもたらし、国の平和をも損なうこととなります。とりわけ肥育牛農家の心配も払拭されていません。町民生活の安定と基幹産業としての農業の発展、子育て支援のまちづくりの観点から計画の見直しを求めるべきだと考えますが、町長の答弁を求めます。

### ○田島健一町長

オスプレイ配備についての御質問でございます。

先日12月8日に議員の皆さんと一緒に実際のオスプレイの離発着状況について見学してきたところでございますけども、間近にローターの回転を上げたときはさすがにやっぱりその風圧や騒音には驚きを持ったところでございます。しかしながら、滑走路へ入るといふか、ある程度の距離になりますと他の民間航空機とさしたる違いはなかったんじゃないかなというふうに感じたところでございます。むしろ手前にいたU

H60 J Aヘリコプターの音がうるさいなという気が私にはしたところでございます。

また、さきの説明会におきましても離発着時の飛行ルートやその時間帯等についての説明を受けたわけでございますけれども、先ほどの体験と合わせて率直な感想といたしましてはまだ何も知らない時点で危惧していたときよりも白石町にとっては比較的影響が少ないのではないかなという気を持ったところでございます。

また、夜間飛行便などの一般の航空機のように徐々に高度を下げていく、上げていくということにより白石町の上空を低空で飛ぶということはないようでもございますので、ほっとしたところでございます。ただ、通常の飛行高度では飛行場から3キロの範囲の中で高度は400メートルぐらい、300、400に上がるというような話でございましたので、これは飛行高度では白石町だけの話でなくて県内の多くの市町の上空でも同じように飛行することになりますので、このようなことから今後は他の市町の意見も聞きながら、調整を図りながら連携した対応をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

オスプレイにつきましても、災害対策といいますか、こういった役目もあるわけでもございますけれども、この災害対策の観点から申し上げますと今後懸念されている南海トラフ地震などについても本県が比較的被害する確率が低いと言われていることから、このオスプレイのことについては一定の理解は持てるのではないかなというのが私の考え、感想でございます。

以上でございます。

### ○秀島和善議員

11月4日の説明会にしろ、先日の12月8日熊本での直接オスプレイ、中に入って見学をすることができましたけれども、そのときにいただいた資料にも南海トラフなどを含めた災害用にも活用できるんだということがありました。しかし、オスプレイはあくまでも軍用機であります。私は現在、沖縄の辺野古に基地がつくられようとしている実態を見たときに日本の政府、この日本の平和というものを考えたときに集団的自衛権、そしてさらにきょう佐賀新聞に1面トップに大きく出ておりましたけれども、特定秘密保護法施行ということで、現在国が進めようとしているこの先が戦争する国づくりに進んでいるのではないかと危惧する一人であります。そのためにオスプレイも開発され、そして岩国、沖縄を初め全国の基地でアメリカとの総合的な訓練が行われています。そういう立場からすれば、1機100億円もするオスプレイを17機も佐賀に配備するということはどんなに騒音や、また事故などの影響が少ないといってもそれを許すわけにはいかないのではないかと思いますけれども、古川県知事は御承知のように県の記者会見で民間空港とはそんなにトラブルが発生する状況にはないと、支障がないということを確認したという言い方で知事をやめて現在国会議員の選挙に走り回っているわけですが、非常に無責任な言い方、また態度じゃなかったかと思えます。

そこで、町長に改めてお尋ねしたいのは、オスプレイはあくまでも軍用機だということ。その軍用機を17機も佐賀空港に配備するという点では集団的自衛権などの状況を見ても、またきょうから施行される特定秘密保護法施行ということから見ても、

戦争をする国づくりに現在国が進んでいるのではないかと危惧しておりますけれども、町長の認識はいかがなものでしょうか。

#### ○田島健一町長

オスプレイと戦争というようなお話でございますけれども、戦争とか防衛問題、もうこういうことにつきましては国の専権事項でございます、町の議会の席上でございますので言及は差し控えたいというふうに思います。

#### ○秀島和善議員

町長にお尋ねします。

オスプレイの問題について各市町村とも連携しながら確認をしていきたいと、話し合っていきたいというふうに先ほどおっしゃいましたけれども、町長としてこのオスプレイ導入するに当たっての考え方は一定時期に表明する考えはおありなんでしょうか。

#### ○田島健一町長

県内でもこの説明会、11月4日に開催をしていただいたわけでございますけれども、一番最初に県内では県とか佐賀市とかと漁協さんとか、関係、空港に近いというか、空港が設置しているところでの説明会ございました。しかしながら、さきの議会において白石町につきましても夜間空港便が私たちの上を上空を通過しているということもございましたので、説明会を要求というか要望いたしまして開催をしていただいたわけでございますけれども、先ほど私答弁いたしましたように佐賀空港から3キロの水平距離の後はまだ一気に高度は300メートル、400メートル上がってしまうということでございますので、よその町と何ら変わらないというのが確認できたわけでございます、ここで私が佐賀県の中でトップを切って云々というのは差し控えたいなというふうに思っております。県内に10市、そして10町、20の市町があるわけでございますので、そこら辺の中でいろいろと議論をしたり、連携をしたりしていきたいなというふうに思っているところでございます。

#### ○秀島和善議員

町長に要望ですけれども、私は例えば武雄のもう市長の職は辞職しましたけれども、樋渡氏は県内で最初にオスプレイについて導入を賛成するということでもろ手を挙げて賛成した一人の政治家でありますけれども、私は近隣市町村との協議というよりも白石町の町長としてもこのオスプレイ導入するかどうかということについてはきっぱり反対をしていただきたいということを申し述べて、この項の質問を終わらせていただきます。

これで一般質問を終わります。

#### ○白武 悟議長

これで秀島和善議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

14時42分 休憩

14時55分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。前田弘次郎議員。

**○前田弘次郎議員**

議長の許可を得ましたので、26年度12月定例議会の初日で最後の通告者です。朝から長い時間経過しており、気が緩みがちですが、ここでひとつ気を引き締めて一生懸命一般質問をさせていただきます。

まず初めに、職員の健康管理について質問します。

現在の職員の健康管理はどのようにされているのでしょうか。担当課長、よろしくお願いします。

**○百武和義総務課長**

職員の健康管理について御質問でございます。

職員の健康管理につきましては、毎年全職員を対象として定期の健康診断を実施して、この定期健診を受診されない職員については人間ドックの受診を奨励しているところでございます。この健診結果によりまして再検査等が必要な職員についてはかかりつけの医療機関等での受診をお願いをしております。また、平成23年度からは心の健康ということで臨床心理士の先生に来庁していただきまして、メンタルケア相談事業を実施をしております。平成24年度からは2カ月に1回の来庁と臨床心理士の先生が開設をされておられます佐賀市の相談所へ直接行くこともできるように配慮しているところでございます。そのほか必要に応じて役場の保健師からの指導や、またインフルエンザの予防等についても掲示板や月1回の朝会などで職員に周知を行っております。このように職場として定期健診や人間ドックの受診を奨励し、また心の病などを含めて早期発見、早期治療を促しているところでございます。また、職員の健康の保持増進及び快適な職場環境の形成を図る目的で、産業医、衛生管理者、町職員で組織をします衛生委員会を開催をいたしまして調査、審議を行っているところでございます。

以上です。

**○前田弘次郎議員**

運輸関係の従事者で特に人を運ぶ従事者は深夜に労働時間が及ぶ場合は年間2回の健康診断が義務化されています。例えばγGTPの高い方にはお酒の量を減らすように指導しなければなりません。また、血糖値や血圧、肝脂肪の従事者には運動などの促進を指導しなければいけません。実は、私自身8月の健康診断で胃にポリープが発見されました。私は元来気の弱い人間で、医者から言われたときいろんなことを考えてしまい、9月の一般質問を行うことができませんでした。病気のことを考えると悪

い方向にばかり考えて、町長がよく言われます、知恵を出せ、知恵が出なければ汗を出せ、これは心身ともに健康でなければできません。一人一人の健康管理で町長初め職員の皆さんどうぞ健康に注意され、笑顔で元気に暮らせる豊かなまちづくりに邁進していただきたいと思います。町長、一言お願いします。

#### ○田島健一町長

職員の健康管理につきましては、先ほど総務課長が答弁したとおりでございます。やはり働くためには健康が第一でございますので、私も機会あるごとに心身ともに健康を喚起というか、お願いをしているところでございます。また、自分もちょっと不規則な生活が多いのかなというふうに自覚しているところでございますけども、ことしももう2週間ぐらい前にインフルエンザの注射もして、迷惑をかけないように、また年に1回は私も人間ドックに行って検査をするようにいたしております。議員さんからもこのように体のことを町長初め職員のことまで気を使っていただいて本当にありがとうございます。

#### ○前田弘次郎議員

町長、まだ先は長いので、よろしく願いしときます。職員の健康管理に関連してですけど、現在庁舎内にシャワー室などの施設はあるのでしょうか、お伺いします。

#### ○百武和義総務課長

庁舎内にシャワーはあるのかという御質問でございます。

今現在、役場庁舎内にはシャワーは設置しておりません。シャワーの設置につきましては、この役場新庁舎を建設する際に他市町の視察等も行いながら検討をされましたけども、視察先の町では衛生面の問題からかだんだん使用しなくなって、もう後々はもう全然使用しなくなったといった例もございました。また、どうしても温水等を使うということから経費面の問題もございまして、設置はしないということで建設をなされました。ただ、隣の総合センターのほうには奥のところに温水のシャワー2基がございまして、職員必要がある場合はそれを活用しているという状況でございます。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

災害時のときなど職員の方は夜間を通して仕事をされると思います。

夏の暑いときなどは外での作業で汗をかいたり、汚れたりすることもあると思いますので、庁舎内にシャワーの設置があれば便利かなとも思いますので、御検討のほどよろしくお願いします。

次に、項目2の学校に登校できない児童・生徒の状況はどのようになっているのでしょうか、担当課長にお伺いします。

#### ○本山隆也学校教育課長

ことし10月末までに町内11校で行いました問題行動調査では、不登校による累積、欠席日数が30日以上の子童・生徒数は小学校4人、うち女子3人、中学校16人、うち女子11人、計20名となっております。不登校の理由といたしましては、家庭や友人関係などの心に起因するものが小学生2名、中学生では16名全員です。

次に、非行や怠けからと捉えられるものが小学校では2人となっております。不登校児童・生徒20名の状況につきましては、4月から全く登校できていない者及び10月末までの間に登校できなくなっている者が小学校で3人、中学校で4人であります。

次に、登校時には主に保健室や相談室に行けている者が中学校で11人、そして登校時に主に教室に行けている者が小学校で1人、中学校で1人というふうになっております。

また、不登校傾向の子童・生徒のために町の適応教室コンフォートスペース「あい」への出席状況ですが、常時の通室者は中学生5人で、学校への登校と併用しながら、あるいは学校には登校できなくても適応教室には出席するという形で8日から40日の出席がございます。また、体験という形での通室者が中学生3人となっております。この中には入学以来全く登校できておりませんでしたけれども、コンフォートスペース「あい」で本人の安否確認や保護者との話し合いが行える生徒も含まれております。

以上、現在の状況であります。

#### ○前田弘次郎議員

では、そのような子供たちに対して教育長はどのような考えをお持ちでしょうか、お伺いします。

#### ○江口武好教育長

昭和40年代の初めから平成7、8、9年ぐらいまででしょうか。学校になかなか足を運ばない子供をこちら側から見て登校を拒否しているというふうな登校拒否という言葉を使っていました。ただ、今は平成10年ぐらいからでしょうか、いや行きたくても足を運ばないと、なかなか体が動かないというような子供から見て、それをいろいろな子供たちがいるんだということで不登校という言葉で使っているわけです。それで、今昭和23年からいいまして30日以上というのがさっき課長のほうから説明がございましたけど、年間通して小・中学校合わせて36名足を運ばませんでした。そして、次の24年度が33名、年間通してですね。そして、25年度が26名と、そしてことが今の11月、今資料をもらったんですが20名の子供たち、そして少し学校に足を運ばない子供が減っているなど、減っていますけどまだ20名もいるということです。それが、まず第一に私が考えているところです。そして、この前教育を考える集会というのをやりましたが、昨年もしろいろ学校にこがん余計学校に足を運ばない子供がおるとかアンケートには書いてありました。そげん何ばしよっとと。ことしもやっぱりちらちら書いてあるわけで、どういう手だてをとっているのか。だから、それはしっかり謙虚に受けとめて指導していかなくちゃいけないなと思っております。

それから、先ほどどがん思いよつかと、どういうふうに考えているかということ

すけど、これはもう大変なことだと思っております。これは小学校、中学校というのは何のために何をしに学校に来ているかといいますと、ずばり言えば自立、自立をするために国語、算数、数学、英語をまずは勉強しているわけです。そしてもう一つは、友達と一緒にもつれ合うじゃなかですけど集団でやることで、そして社会性を身につけていると、大人になるための。そして、どうしても学校に足が運べなかったら、この教科の学習、自立のための教科の学習もそうですけど、もっと社会性、人と人と交わりながら自分がどうかなて、人に対して自分がどうかな、そのあたりの力がなかなか身につかないだろうということでものすごく心配しているわけです。だから、これもちょっと小・中学校なかなか足が運べなかったから、ある程度になれば集中的に集中講義みたいにそういうわけにいきません。そのときが大事です。ですから、今教育委員会で基本的な構えというのは家の部屋から出れなかったら、居間まで出てこれるごとどがんかできんかなと。居間まで出てこれたら、つまり家の中は出てこれるわけです。ちょっと外に出れないかなと。それがコンフォート「あい」なんです。そして、コンフォート「あい」まで出てこれたら、ひよっとしたら学校まで、学校の教室に入れなかったらちょっと保健室もいいじゃないかて、保健室の隣の特別教室も準備をしております。そして、うんと思ったときにちょっと自分の好きな教科、好きな友達がおれば教室にと。そういうものを少しやっぱり意図的にかかわってやっているのが今の現状です。だから、ものすごく小・中学校のときに社会性と自立と言いましたけど、そのあたりをもうそのままもう経験せずに、身につけてそのまま卒業させることはないぞという構えをまず持っています。

それから、今後ということもでしょうか。今でしょうか。例えば今学校あるいは教育委員会でやっているのは、例えばこういうことがございます。まず、学校楽しかなくて。授業のおもしろかというような、そういう学校ばやっぱりつくらなくてはいけないんじゃないかと。子供が足を運ぶ、きょうも行ってみっかなというような、まずそれが第一じゃないかなと思っております。これはどの学校も町内11校全部頑張っております。

2つ目に、やっぱりきめ細かな情報収集です。これは毎月1回学校から報告をいただきます。そして、余りにもなかなか難しいものですから、ことしは4月から5月の1カ月間毎日データを収集しました、毎朝教頭先生を通じて。誰が連絡したか、その反応は誰が答えたか。そして、どうなのか、こうなのかということ。そして、2学期の休み明けに9月にまた1カ月間、同じようにしています。そして、3学期には当然また予定をしております。これはお互いにもうきょうも学校来とらんねというふうに、そういうふうにならないようにやっぱりきちっと、さっきもおっしゃったんですけど緊迫感といいましょうか、やっぱり学校って教員って誰のためにあっかなというのをもう一回認識し直そうというような、そういった意味でも毎月やっているところです。

それからもう一つ、居場所づくり、これは校内体制、これはもうその延長がコンフォート「あい」でもあるということを申しました。それともう一つは、やっぱり自分何かみんなから見られているんだと、大事にされているんだという家庭を通じたパイプをおうちとのパイプを太くしようということも連携を必ずとってくださいと。全く姿が見えなかったら、これ大変なことです。だから、1週間もう姿を見なかったら



学校から赤とんぼ村、赤とんぼ村から学校に通う通学キャンプ、この活動が子供の心の教育には一番効果があるようです。

次に、春、夏、冬休みの合宿キャンプ、1泊2日、2泊3日、3泊4日、9泊10日で実施されています。このキャンプでは子供たちの得意分野を発見できる効果があるようです。そして、カウンセリングのキャンプでは現在園児、小・中、大学生が一緒に行っています。学校の外から自分の学校を見詰めることも効果があるようです。

そこで、3項目めの町所有の施設、または土地の利用についても関連しますので、一緒に質問させていただきます。

実は、この赤とんぼ村の代表藤井氏が私たちの研修後に議会事務局を訪ねられ、歌垣公園を見学されました。その際、このすばらしい環境を生かして、ここをスクールをされてはいかがでしょうかと提案があったようです。ぜひ自分も郷土のためになるようなら協力を惜しまないと言っていました。まず、この施設の利用は宿泊できるのでしょうか。担当課長にお伺いします。

### ○赤坂隆義産業課長

歌垣公園施設の利用で歌垣公園の施設の宿泊はできるのかという御質問でございます。

歌垣公園には青少年の野外研修に供する目的で宿泊可能な施設として平成7年に建設されました歌垣ロッジ、また昭和62年に建設されました研修センターがあります。それぞれ子供クラブの事業や会議、ミーティングなどで利用がなされております。また、一部宿泊利用者もあります。ただ、両施設につきましては建設当初から水道が未整備ということで、食事や飲料水で利用者に不便をおかけしております。また、築20年以上を経過しているため、利用された方からは老朽化によるお話も聞いております。毎年職員の業者に依頼して安心して施設を利用いただけるように施設の現状把握と補修を行いながら運営に努めているところでございます。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

水の利用ができないということですけど、その施設の下のほうにたしか貯水のタンクがあると思うんですけど、水道のタンクですかね。施設の下のほうにですね。そこからのポンプアップで水の利用はできないでしょうか。

### ○荒木安雄水道課長

水道の施設は利用できないという御質問でございますけれども、今現在白石配水池がございまして。その標高が一応80メートルで歌垣ロッジの標高が220メートル、高低差が140メートルございます。それと、白石の配水池から歌垣ロッジまでの延長が約1.3キロございます。そういうことで、配水池から歌垣ロッジまで布設、ポンプアップも含めて布設を考えますと金額にして大体2,000万円以上かかるんじゃないかと思っております。そういうことで、今後この施設が利用されることになりまして一応ポリタンクですね。500リッターぐらいのポリタンクを設置しまして、うちの水道

で給水をしなければならないかと思っております。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

次に、旧白石町のときにこの歌垣公園の南側にキャンプ場があったと思いますが、現在この状況はどのようになっておるのでしょうか。担当課長、お伺いします。

#### ○小川豊年生涯学習課長

歌垣公園の旧キャンプ地の現況ということでございます。

御質問のキャンプ場につきましては、県道久間白石線、これを嘉瀬川地区からずっと上っていきまして、旧有明町の町境がありますけれども、すぐその手前に犬山城展望台の入り口がございます。ちょうどその角のところが以前教育キャンプ場として整備をされておりました。このキャンプ場につきましては合併前の昭和55年に旧白石町が設置したものでございます。その後、昭和63年度ぐらいまで夏休みの期間中に町内の小学生による1泊2日のキャンプなどで利用がされていたようでございます。施設といたしましては、キャンプサイト、それと山水の浄化装置、調理場、洗い場、それと避雷針、それと避難所ということで廃車したバスの車両が置いてあったようでございます。ところが、恐らくこれ平成2年ごろと思うんですけれども、台風大雨によりまして浄化装置が壊れ、また敷地の一部が崩れたりというようなことで、それ以来使用を中止したところだということです。その後、先ほど産業課長から話がありましたように歌垣公園内に宿泊できる施設歌垣ロッジ、これが完成したことで平成7年3月にこのキャンプ場設置条例を正式に廃止したところでございます。

#### ○前田弘次郎議員

今後、この土地の利用は何か考えていらっしゃるのでしょうか。

#### ○小川豊年生涯学習課長

このキャンプ場の敷地につきましては、もともと須古財産区の保安林ということでございました。先ほど申しましたとおりキャンプ場としてキャンプ場を廃止した後は杉の植林をされた形跡もございまして、現在は須古財産区から白石町が引き続きまして保安林として管理をしているところでございまして、特に後の利用は考えておりません。

#### ○前田弘次郎議員

次に、4項目めのICTの利用についてお伺いします。

まず、ICTを行政に生かせることができるのか、副町長、お伺いします。

#### ○杉原 忍副町長

ICTの活用ということでのお尋ねかと思えます。

ICT、昔はITとも言っておりましたけども、ITに通信コミュニケーション、

I TにCを加えてCはコミュニケーションなんですけども、そういうことで通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で今ICTという言葉がどちらかというと主流になっているのかなと思っております。それで、うちの行政にそれが生かせるかということでございますけども、うち、どこの市町でも一緒かと思えますけれども、グループウェア、皆さん職員机の上に一つ一つパソコン置いていろいろやっております。グループウェアをどのシステムも取り入れております。簡単に言いますと電子メールですとか、電子掲示板ですとか、会議室の使用申し込みでありますとか、メールですとか、ファイルの共有ですとか、そういうふうなことをいたしております。また、出先機関につきましてはNTT回線を利用してではございますけども、そういうことで同じような利用ができます。ただ、最近スマートフォンなどございまして、携帯型で持ち運べるもの、そういうものが急速に進展をしております。そういうことで情報化社会に対応した新しい行政運営を検討していかなくてはいけないのかなとも考えております。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

それでは、もう今副町長から言われましたスマートフォンでアプリを活用している愛知県半田市の状況を建設課長にお伺いします。

#### ○岩永康博建設課長

スマートフォンのアプリ活用についてお答えをいたします。

スマートフォンを利用して道路の陥没や施設の破損など身近な問題を手軽に解決することを目的として、全国では東京都大田区、それと愛知県半田市、そのほかに千葉市、神奈川県鎌倉市、長野県諏訪市などが取り組まれております。この中でNHKの情報番組で取り上げられました半田市では、民間が運用するアプリを活用した取り組み、マイレポはんだが本年10月1日から運用を開始されております。パソコンやスマートフォン、タブレットなどのインターネットが利用可能な機器から利用者がユーザー登録をしまして、課題やコメントを投稿し、市担当者が投稿内容を見て対応されているということです。利用例では、道路、水路、ごみや雑草、交通安全、防犯灯、公園、公共施設等多岐にわたっておりまして、市民が問題を発見したらスマートフォンから問題の場所を地図上に設定をしまして、状況写真とタイトルやコメントを入力して投稿していただいているということです。スマートフォンの利用については運用方針として次の項目が定められております。6点ほどあります。

市民と市が協働で課題、問題の解決を図る。インターネットにより24時間365日課題等を投稿可能とする。市は迅速な対応を目指すということで、平日で2日以内の課題確認ということになっております。国や県など市の管轄外については関係機関に適切な対応を依頼する。それと、写真投稿になじまない騒音、振動、悪臭の問題は原則対応しない。最後に、不適切な投稿に対しては市は投稿の非表示、または写真、コメントを加工するとなっております。また、半田市においては本年1月から3月までの3カ月間実証実験がなされまして、投稿件数が94件、投稿者については36名ありまし

て、94件中57件が解決済みと聞いております。

以上でございます。

#### ○前田弘次郎議員

この専用アプリを使った利用で利点というか、若い世代の投稿がふえると予想されると新聞にも載っております。ぜひこの仕組みを白石町でお使いになる考えはありますでしょうか。担当課長、お伺いします。

#### ○百武和義総務課長

ただいま建設課長のほうから半田市の取り組み状況について御報告がございましたけども、白石町の本町のほうでは一気に町民を対象としたスマートフォンのアプリを活用した施策についてはすぐにとすることは非常に難しいのかなということで考えております。そういったことで、まずはこのシステムを職員向けでしたらどうかということもちょっと考えております。このシステムにつきましては、主に災害時に職員が現場等に赴いて位置情報、写真等を地図上で把握するものに活用するシステムでございます。平常時にはこの機能を半田市の例にもありましたように防犯灯の電球切れとか道路管理など施設状況整理に活用するというシステムでございますけども、この職員向けシステムについては導入費用も幾らか安くて導入ができるのではということも言われております。そういったことで、まず職員向けにできるのかどうか、そういったことから検討も始めてはどうかということ考えているところでございます。以上です。

#### ○前田弘次郎議員

このアプリだけではなく、現在はフェイスブック、LINEを利用することにより、行政が身近になり、情報の共有化を助長すると考えます。いかがでしょうか。町長、お伺いします。

#### ○田島健一町長

先ほど総務課長も、まず職員の中でというような御回答を申し上げたところでございます。また、この今後のフェイスブックやLINEというもの、最近の世代においてはもう身近でもう皆さん使っているようでございますので、やはりこういったものについてはもう一般常識か、さらなる進歩いたしますので、もう一年後はもうみんな使いよっぱいというふうになっていこうかというふうに思います。そういうことで、現在白石町においてもツイッターを利用した町の観光情報等の発信を行っておりますけれども、ツイッターのみならずスマートフォン、タブレット用のアプリなど他の手段を利用した情報共有も今後検討、研究していく必要があるのではないかと、いうふうに私も認識をいたしております。

#### ○前田弘次郎議員

実はこのLINE、スマートフォンですけど、先ほど議会のほう、議員の中でもも

うそろそろかえないかんということで考えていらっしゃる方もいらっしゃいますので、よろしく願いしときます。

実は、3月の一般質問の中でタブレットを活用したICT教育をされてはいかがと私が質問したと思います。小学生や中学生にタブレットの利用を推進しておいて、じゃあ議会はどうなんでしょうか。実は私の友人で太良町で町議をしている方が福岡県のほうで議会でタブレットを活用しようと題した講習会に参加され、その資料をいただきました。その中に議会でタブレットを活用するメリットは5項目ほど書いてあります。特に私が思ったのは、この議会内で常に最新の情報を議員と執行部が共有できるということがあります。ぜひタブレットを活用をして情報の共有化、ほかにもこういう資料をペーパーレス化などを実際行っている、25年度から福岡県の嘉麻市議会というところが行っております。今、ペーパーレス化ということで勉強会もされております。ぜひこの我が白石町もこういうのを検討をお願いして今後もこのICTの利用やタブレットの活用についても注目していきたいと思っております。私たち議員も執行部と一緒に勉強をしたいと思っております。最後をお願いして、私の一般質問を終わります。

#### ○白武 悟議長

これで前田弘次郎議員の一般質問を終わります。  
本日の一般質問はこれで終了しました。

#### 日程第3

#### ○白武 悟議長

日程第3、請願審議に入ります。

請願第3号「農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する請願」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより請願第3号「農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する請願」について採決をいたします。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、請願第3号は採択することに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あすも一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

15時38分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月10日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 片 渕 彰

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭